

第三期

東海村

子ども・子育て支援
事業計画

令和7年3月

は じ め に



我が国では少子高齢化が進み、核家族化や共働き家庭が増加する中、こどもや子育てを取り巻く環境は厳しさを増し、子育てに孤立感や不安感を覚える家庭も少なくありません。共働き世帯の増加により教育・保育に関するニーズは高く、待機児童問題が課題となり、このような状況に対し、国としては子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえた仕事と子育ての両立ができる環境、安全かつ安心してこどもを産み育てられる環境整備に取り組むなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策を進めています。

本村では、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とした「第二期東海村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所待機児童・入所保留児童の解消に向け、令和6年10月に民間小規模保育事業2施設が開所したほか、令和7年2月には初の公立認可外保育施設である東海村緊急保育所「なないろ」を開所するなど、社会情勢の変化に対応しながら保育の受け皿の拡大に努めてきました。併せて、保育士の就労・復職支援、離職防止などにも積極的に取り組み、保育士の確保に努めるとともに、令和6年度からは「こども家庭センター」を開設するなど、こどもや子育てを取り巻く様々な環境の充実を図ってまいりました。

今般新たに策定いたしました「第三期東海村子ども・子育て支援事業計画」では、令和7年度から令和11年度を計画期間とし、「こどもの笑顔が輝き、すべての家庭が安心して子育てできる村とうかい」という基本理念のもと、未来を担うこどもたちへの支援の充実や多様化するライフスタイルに応じた子育て家庭を支えるための環境整備など、様々な施策を進めてまいります。家庭・地域・行政の連携・協働により本計画を着実に実施し、すべての村民が子育てを前向きに取り組めるような村づくりを目指してまいりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり熱心に御審議いただきました東海村子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、「子育て支援に関するアンケート調査」やパブリック・コメントを通して貴重な御意見や御提案をいただきました村民の皆様に、心から感謝申し上げます。

東海村長 山田 修

目次

第1章 計画趣旨.....	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の期間と位置づけ	2
(3) 計画の策定体制等	2
第2章 現状と課題.....	3
(1) 人口と世帯の状況	3
(2) 婚姻・出産の状況	6
(3) 就業の状況	8
(4) アンケート調査	9
(5) 第二期計画における成果の振り返り	10
(6) 第三期計画における主な課題	11
第3章 計画の基本的な考え方.....	12
(1) 基本理念と基本方針	12
(2) 計画の体系	13
(3) 第三期計画における成果指標と目標値	14
第4章 施策の展開.....	15
基本方針1 こどもの笑顔を育む支援の充実	15
基本方針2 子育て家庭を支える環境の整備	20
基本方針3 村民が支え合う子育て環境の充実	25
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	27
(1) 量の見込みの算出にあたって	27
(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策	29
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	33
第6章 計画の推進.....	44
(1) 計画の推進体制	44
(2) 計画の進行管理	44
資料編	45
(1) 計画策定の経過	45
(2) 東海村子ども・子育て会議条例	47
(3) 東海村・子ども子育て会議委員	49
(4) アンケート調査結果	50

第Ⅰ章 計画趣旨

(Ⅰ) 計画策定の趣旨

平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等、こどもに関する様々な施策を取り組むこととされ、それぞれの自治体において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施に向けた指針である「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが示されました。本村においても平成 27 年 3 月に「東海村子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月には第二期計画を策定し、急速に高まる保育ニーズへの対処や、子育て環境に対する満足度の向上に向けた取組みを進めてきました。

第二期計画期間中、国においては令和 4 年 6 月に「こども基本法」を制定し、令和 5 年 4 月にはこどもに関する福祉行政を一元的に担う「こども家庭庁」の設置、令和 5 年 12 月にはこども施策の基本的な方針である「こども大綱」が閣議決定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しました。

このような状況の中、令和 7 年 3 月に第二期計画が期間満了となることから、国の動向や社会状況の変化、子育て世帯へのアンケート結果やこれまでの取組みを踏まえ、新たに次の 5 年間を計画期間とした「第三期東海村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

※「こども」の表記について

各府省庁担当者宛に発出された令和 4 年 9 月 15 日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡「「こども」表記の推奨について（依頼）」において、行政文書における「こども」表記は、特別な場合を除き平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

本計画においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。なお、特別な場合とは、以下の場合をいいます。

① 法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

② 固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

(2) 計画の期間と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として国が定める基本指針に即して策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画及び、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画も包含しています。

計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援対策行動計画)					第三期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援対策行動計画) (こどもの貧困解消対策計画)				

(3) 計画の策定体制等

①子ども・子育て会議

計画の策定にあたり、子ども・子育て支援施策が地域のこどもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「東海村子ども・子育て会議」を設置し、保護者や子ども・子育て支援事業の従事者、地域で子育て支援に携わる方々、保健・福祉・教育関係者、学識関係者などの委員の方々から、計画内容についてご意見をいただきました。

②アンケート調査

保護者の就労状況や子育ての実情、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的としてアンケート調査を実施しました。

③パブリックコメント

「東海村子ども・子育て会議」で審議された計画案については、令和7年1月10日から令和7年2月9日まで、村公式ホームページ等で公表し、広く村民の方々から意見を募集しました。

第2章 現状と課題

(1) 人口と世帯の状況

① 総人口と年少人口割合の推移

本村の総人口はここ数年ほぼ横ばいで推移しており、令和6年（令和6年4月1日現在）は、38,092人となっています。

年齢三区分別にみると年少人口（0～14歳）で減少傾向が見られ、令和6年には5,046人（平成26年比1,210人減）、総人口に占める年少人口割合については13.2%（平成26年比3.1ポイント減）となっています。

図1 総人口の推移¹

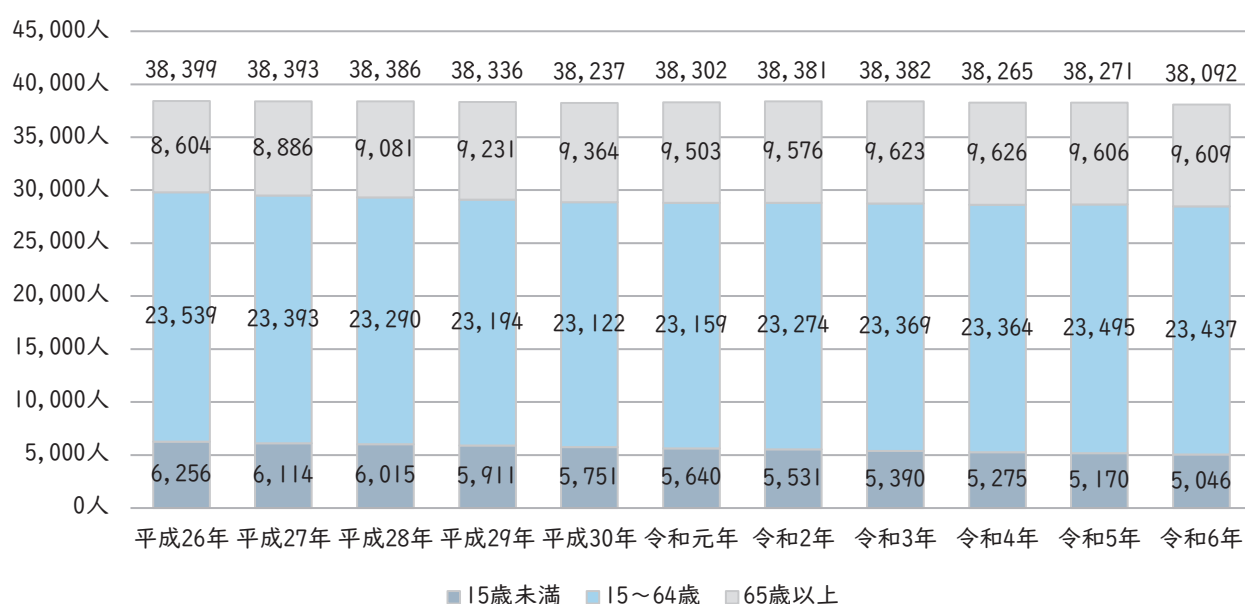
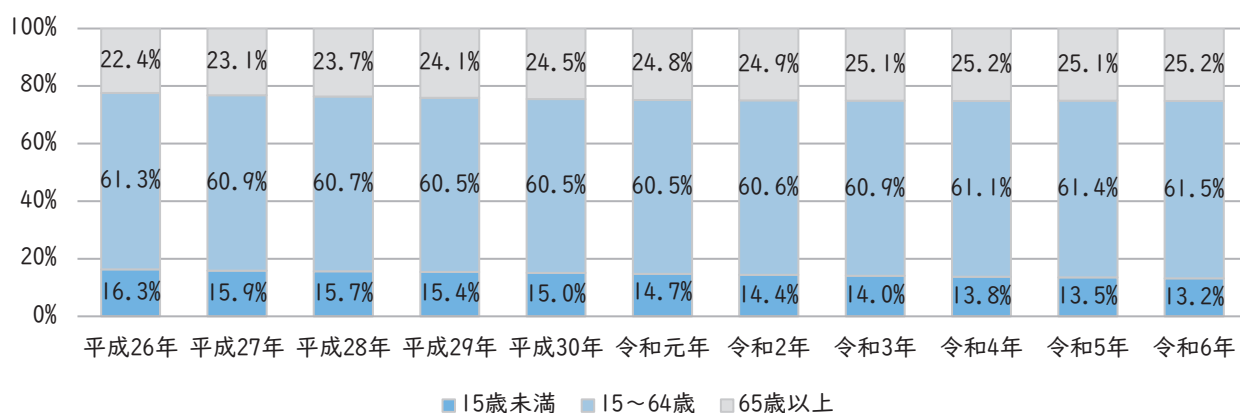


図2 年齢三区分別人口（構成比）の推移²



※構成比は小数点第2位四捨五入

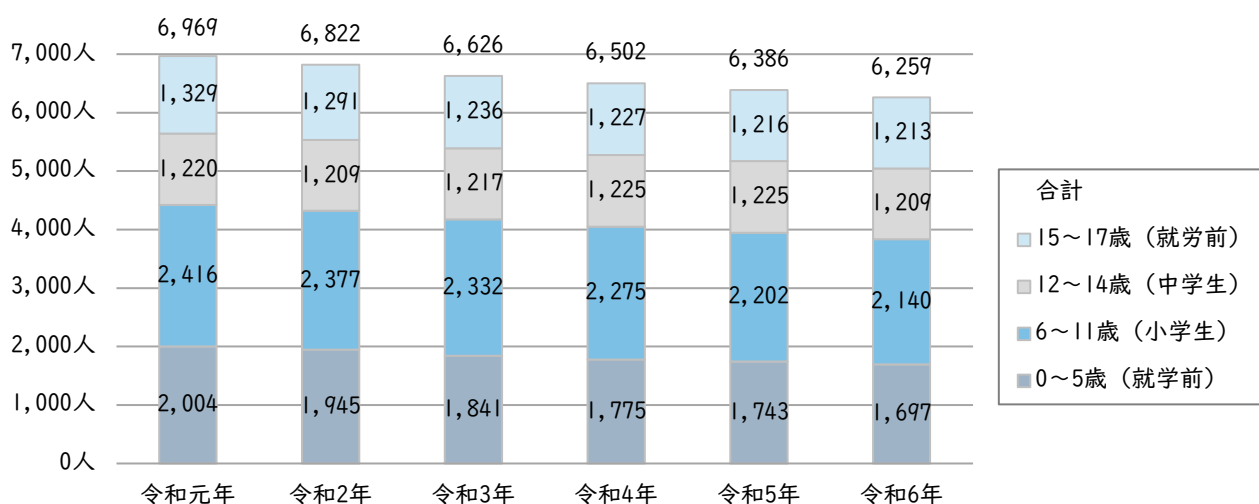
¹ 住民基本台帳（各年4月1日）

² 住民基本台帳（各年4月1日）

②18歳未満人口

本村の18歳未満の人口は減少傾向にあり、令和6年（令和6年4月1日現在）は6,259人（平成31年（令和元年）比710人減）となっています。このうち、0～5歳（就学前）は1,697人、6～11歳（小学生）は2,140人、12～14歳（中学生）は1,209人、15～17歳（就労前）は1,213人となっています。

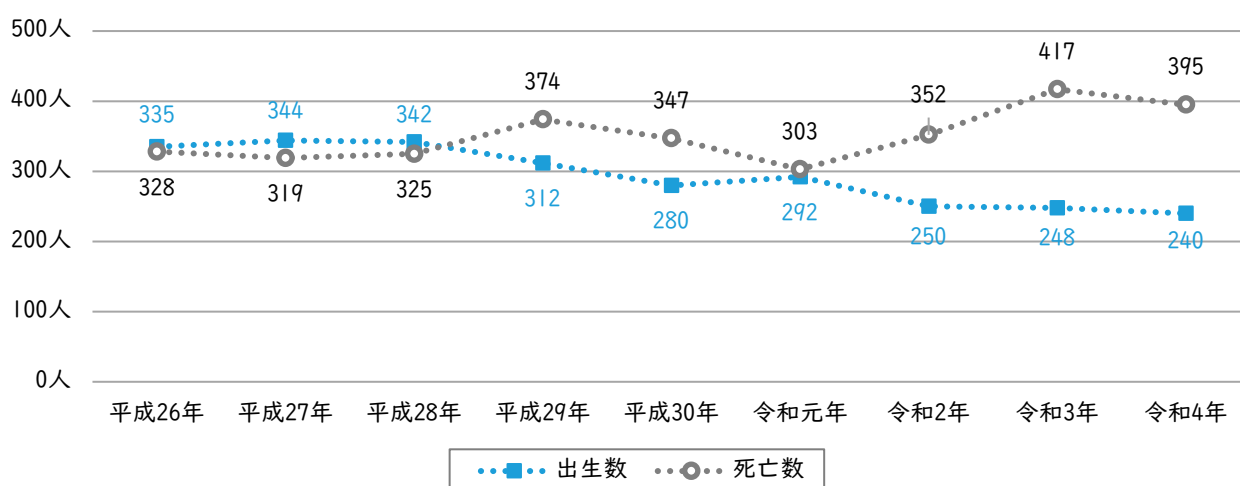
図3 児童数の推移³



③自然動態

本村の出生数及び死亡数の推移をみると、平成28年までは出生数が死亡数を上回る自然増の傾向にありましたが、以降は死亡数が出生数を上回っています。

図4 出生数及び死亡数の推移⁴



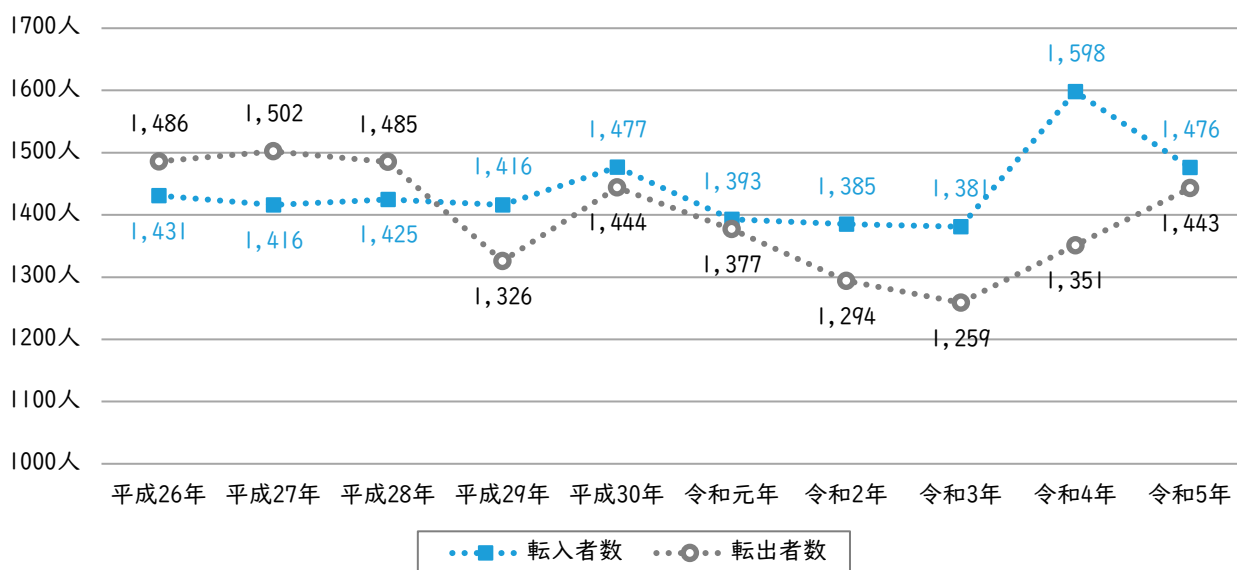
³ 住民基本台帳（各年4月1日）

⁴ 茨城県人口動態統計

④社会増減

本村の転入者数及び転出者数の推移をみると、平成 29 年以降、転入者数が転出者数を上回る状況が続いています。

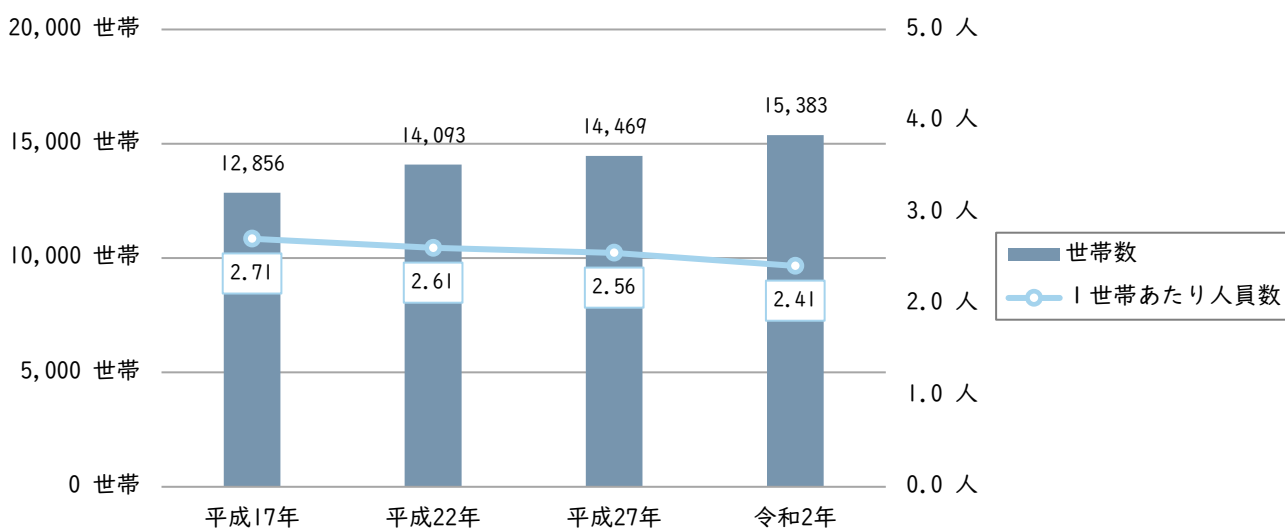
図 5 転入者数及び転出者数の推移⁵



⑤世帯数

本村の世帯数は増加傾向にあり、令和 2 年には 15,383 世帯（平成 17 年比 2,527 世帯増）となっています。一方、1 世帯あたりの人員数は年々減少しており、核家族が進んでいる状況にあります。

図 6 世帯数と 1 世帯あたりの人員数の推移⁶



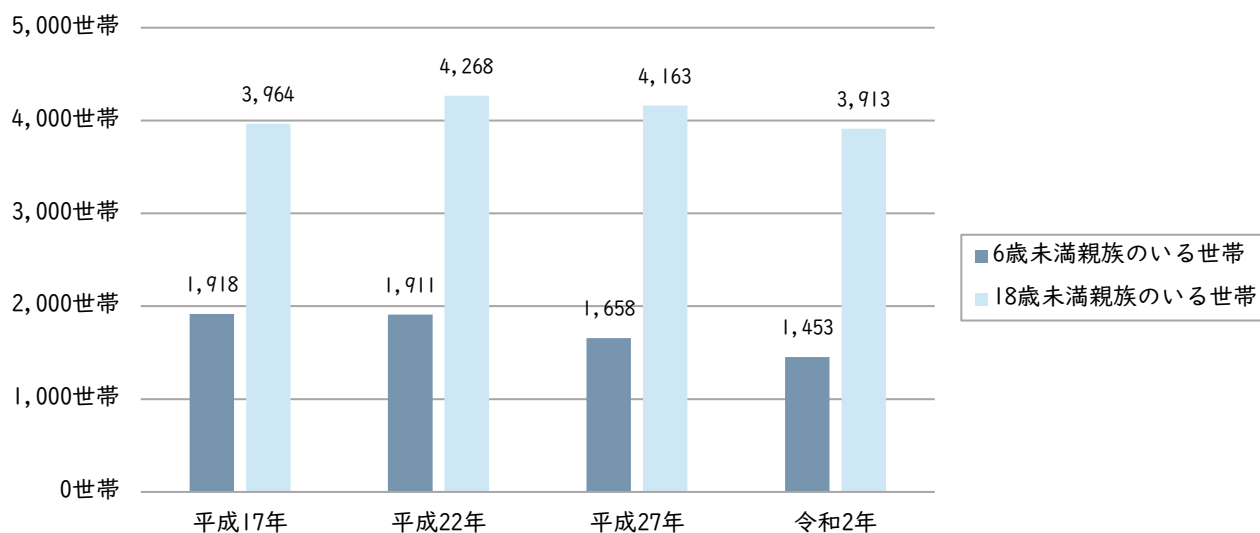
⁵ 茨城県常住人口調査

⁶ 国勢調査

⑥子どもがいる世帯数

子どもがいる世帯数の推移をみると、平成22年以降減少傾向が続いており、令和2年では18歳未満親族のいる世帯は3,913世帯、そのうち、6歳未満の親族のいる世帯が1,453世帯となっています。

図7 子どもがいる世帯数の推移⁷



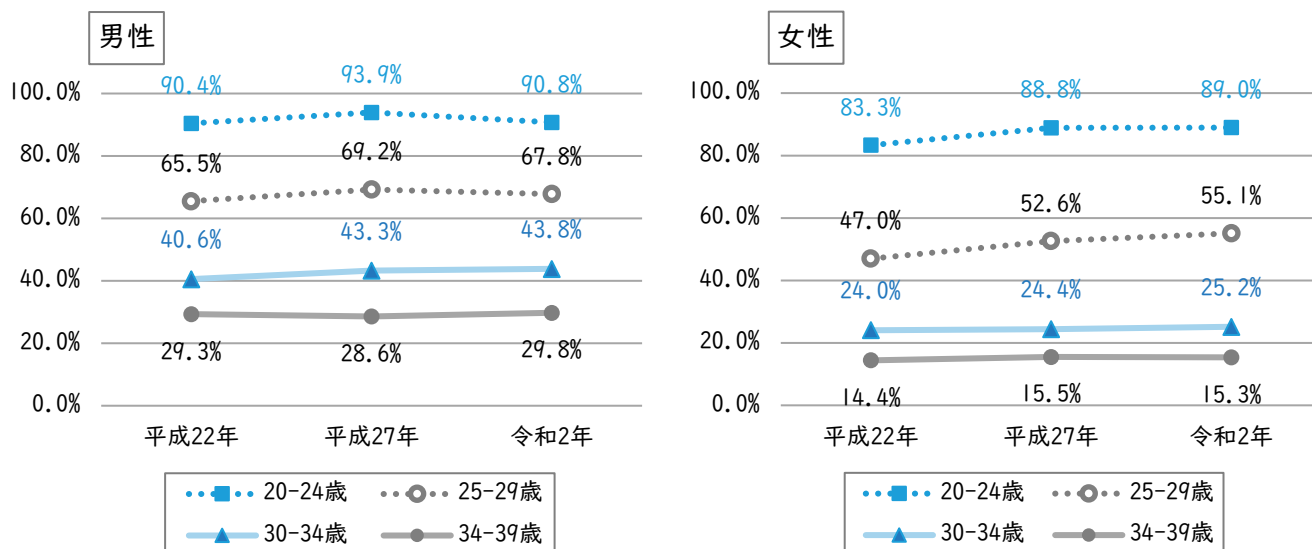
(2) 婚姻・出産の状況

①未婚率

男女ともに若い年代ほど未婚率は高く、年齢が上がるほど未婚率は低くなっていますが、全体的に年々未婚率が上がっています。

特に25～29歳の女性については、平成22年から令和2年にかけて未婚率が8.1ポイント増加しています。

図8 未婚率の推移⁸



⁷ 国勢調査

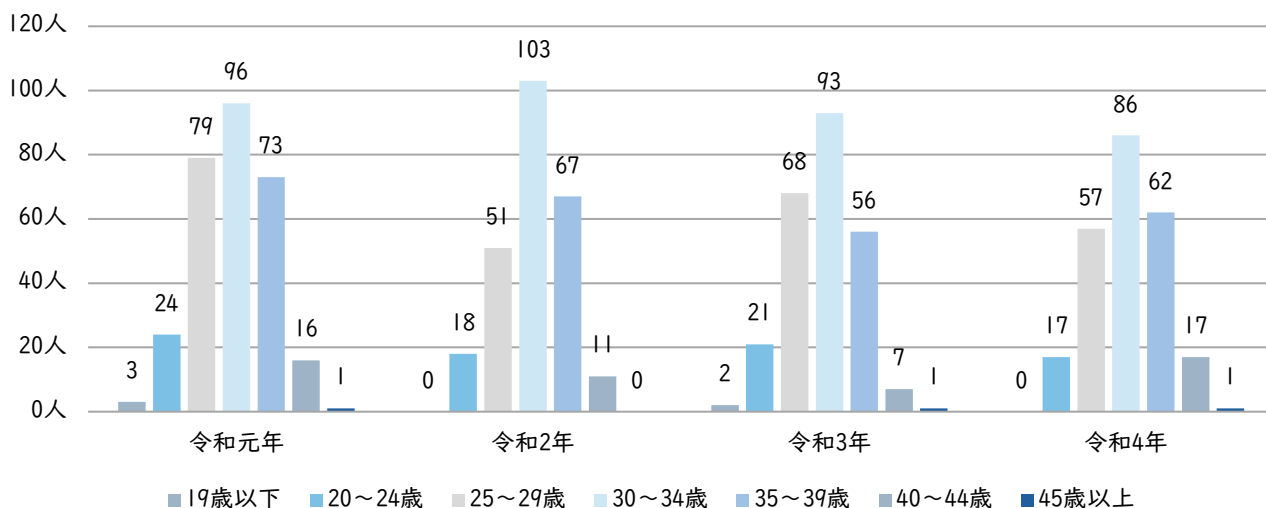
⁸ 国勢調査

②出生数

本村の令和4年の母親年齢別出生数は、30～34歳が最も多く86人でした。次いで、35～39歳が62人、25～29歳が57人でした。

過去4年間の推移をみると、19歳から39歳までは令和元年と比較して減少していますが、40～45歳のみ増加に転じています。

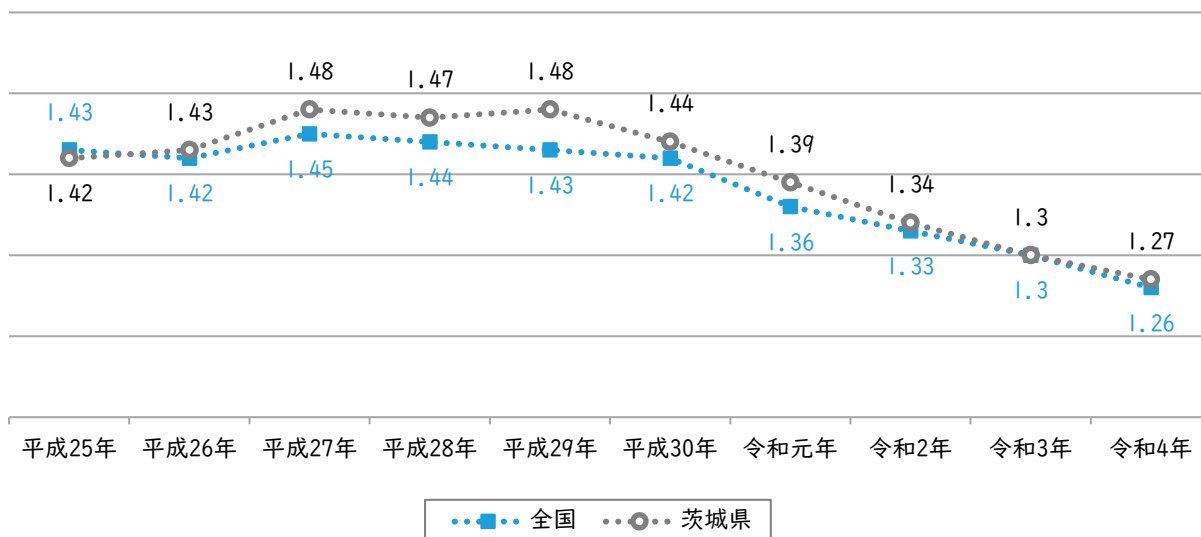
図9 母親の年齢別出生数⁹



③合計特殊出生率の推移

全国と茨城県の合計特殊出生率の推移をみると、平成26年以降、茨城県が全国の数値と同じ、もしくは上回っています。

図10 全国・茨城県の合計特殊出生率の推移¹⁰



⁹ 人口動態統計

¹⁰ 人口動態統計

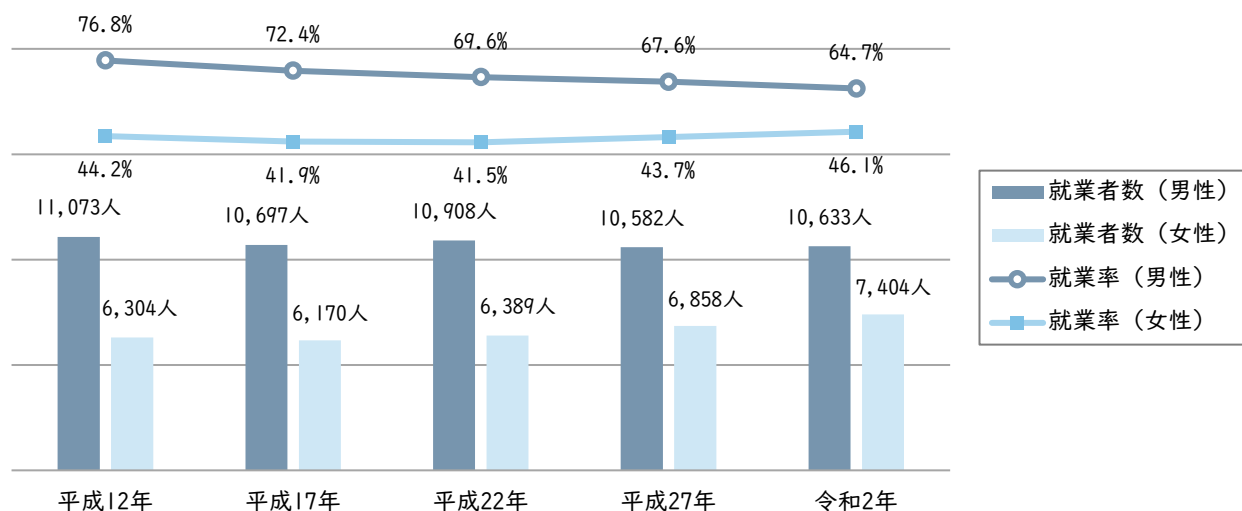
(3) 就業の状況

① 就業者数・就業率

本村の就業者数は、男性は横ばいで推移していますが、女性は平成 17 年度以降増加しており、令和 2 年の女性就業者数は 7,404 人（平成 12 年比 1,100 人増）になっています。

また、就業率は、男性は減少傾向ですが、女性は平成 22 年度以降増加傾向にあり、令和 2 年の女性就業率は 46.1%（平成 12 年比 1.9 ポイント増）になっており、男女の就業者及び就業率の差は年々縮小してきている状況です。

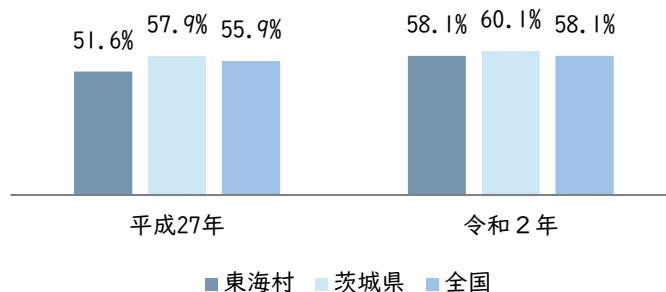
図 11 男女別の就業者数，就業率の推移¹¹



② こどものいる女性の就業率

本村のこどものいる女性の就業率は、令和 2 年に 58.1% となっており、平成 27 年の 51.6% から 6.5 ポイント上昇しています。国や茨城県においても同様に増加傾向にあります。

図 12 こどものいる女性の就業率¹²



¹¹ 国勢調査，就業率は 15 歳以上人口に占める就業者の割合

¹² 国勢調査 「夫婦がいる一般世帯」において、「子どもあり」の世帯数における「妻が就業者」の割合

(4) アンケート調査

①調査目的

第三期東海村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子育て家庭の就労状況や子育てに関する実情、保育サービスの現在の利用状況と今後のニーズ、地域住民の子育て支援に関する実態や意見・要望などを把握するため。

②調査対象

令和5年4月1日現在、本村在住の0歳から6歳までのこどもの保護者、年齢、性別、居住地区等の構成比を考慮した上で、無作為抽出により1,500サンプルを抽出。

③調査の方法

郵送による配布，郵送もしくはWEBによる回収

④調査の実施時期

令和6年1月11日～令和6年1月31日（21日間）

⑤配布・回収の結果

配布数	有効回答数	有効回答率
1,500 件	620 件 (うち WEB 回答 261 件)	41.3%

(5) 第二期計画における成果の振り返り

第二期計画で策定した5つの成果指標については、目標達成した項目が1つ、ほぼ目標どおりの指標が1つ、目標未達成の指標が3つでした。

【評価の記号の見方】 … ◎：目標達成，○：ほぼ目標どおり，△：目標未達成

成果指標1 待機児童数	目標値	平成31年 4月結果	令和6年 4月結果	評価
教育・保育施設の待機児童を解消する	0人	9人	⇒ 0人	◎
成果指標2 希望したときに、希望した保育サービスが利用できている人数	目標値	平成31年 1月結果	令和6年 1月結果	評価
「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	60%	54.9%	⇒ 53.4%	△
成果指標3 子育ての環境や支援への満足度	目標値	平成31年 1月結果	令和6年 1月結果	評価
村で子育てすることに満足しているか「満足度は高い」「満足度はやや高い」の割合を増やす	60%	54.2%	⇒ 51.1%	△
成果指標4 子育てを楽しんでいる割合	目標値	平成31年 1月結果	令和6年 1月結果	評価
子育てを「楽しいと感じることの方が多い」の割合を増やす	現状維持	63.5%	⇒ 57.4%	△
成果指標5 地域の子育て支援に関する情報が得やすいと思う割合	目標値	平成31年 1月結果	令和6年 1月結果	評価
「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	現状維持	78.6%	⇒ 77.6%	○

(6) 第三期計画における主な課題

こどもや家庭を取り巻く環境変化や、東海村子育て支援に関するアンケート調査結果、第二期計画における成果の振り返り結果などから、地域で家庭を支える支援体制や、家庭のニーズに合った保育サービスの必要性が浮き彫りになりました。

第三期計画ではこれらを踏まえ、以下の2つの課題を解消に取組み、こどもが健やかに成長し、家庭が安心して育児に取り組むことができる支援体制の確立を目指します。

課題1 『孤育て』環境の解消

- ・本村は他自治体からの転入者が多く、自身の親族に子育ての協力を得ることが難しいため、地域における子育ての充実を望む声が上がっています。
- ・加えて、こどもの「食事や栄養」、「病気や発達・発育」、「教育」に関することに悩んでいるものの相談体制が不足している声も上がっています。
- ・すべての世帯が安心して子育てできるため、村全体で子育てを支援する環境整備が求められます。

課題2 保育サービスの多様化・充実化

- ・女性就業率の向上など、本村においても保育ニーズが増加傾向にあります。
- ・個々のライフスタイルも多様化し、それに伴い利用者が求める保育ニーズに対応するサービス、十分に利用できるサービスの提供が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念と基本方針

第三期計画における基本理念は「こどもの笑顔が輝き、すべての家庭が安心して子育てできる村 とうかい」とします。

また、基本理念に沿って、子ども・子育て支援施策を推進するために、「こども」「家庭」「地域」の視点から、以下のとおり3つの基本方針を設定します。

基本方針1「こどもの笑顔を育む支援の充実」

妊娠・出産・子育て期において身体的、精神的に大きな負担のかかる母子に対して切れ目ない支援を行うとともに、こどもがすくすくとした育ちに繋がる取組みを進めます。

基本方針2「子育て家庭を支える環境の整備」

子育てを行う家庭の多様なライフスタイルに応じた支援サービスを提供します。また、子育て期においても親が不安なく働くことができる環境整備を進めます。

基本方針3「村民が支え合う子育て環境の充実」

家庭やこどもが周りの方からの支援を気軽に受けながら子育てできる環境づくりを進めることで子育て家庭の孤立を防ぎ、こどもの安全・安心を守るまちづくりを進めます。

(2) 計画の体系

基本理念及び3つの基本方針のもとに、8つの基本施策を設定します。

基本理念

こどもの笑顔が輝き、
すべての家庭が安心して子育てできる村

とうかい

基本方針1

こどもの笑顔を
育む支援の充実

基本施策1

妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

基本施策2

こどもの健康増進

基本施策3

特別な配慮を要するこども・家庭への支援

基本方針2

子育て家庭を
支える環境の整備

基本施策4

多様な子育て支援サービスの充実

基本施策5

こどもの居場所づくり

基本施策6

子育て世帯のための経済的な支援

基本方針3

村民が支え合う
子育て環境の充実

基本施策7

地域で子育てを応援する体制づくり

基本施策8

こどもの安心・安全を守るまちづくり

(3) 第三期計画における成果指標と目標値

第三期計画において、達成を目指す成果指標と目標値は以下のとおりです。

成果指標 1 希望したときに、希望した保育サービスが利用できている人数	現状値 令和 6 年	目標値 令和 11 年	データ 取得方法
「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	53.4%	⇒ 60%	アンケート 【P64 参照】
成果指標 2 子育ての環境や支援への満足度	現状値 令和 6 年	目標値 令和 11 年	データ 取得方法
「満足度は高い」もしくは「満足度はやや高い」の合計割合を増やす	51.1%	⇒ 60%	アンケート 【P66 参照】
成果指標 3 地域の子育て支援に関する情報が得やすいと思う割合	現状値 令和 6 年	目標値 令和 11 年	データ 取得方法
「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	77.6%	⇒ 80%	アンケート 【P64 参照】

第4章 施策の展開

※「◎」は、国が定める基本方針において年度ごとの事業量、ニーズ量の見込みを定める事項に関する事業
 ※「★」は、村独自の取り組み

基本方針Ⅰ こどもの笑顔を育む支援の充実

（基本施策Ⅰ） 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援

1	事業名	プレコンセプションケア推進事業
	事業概要	若い世代に対し、将来のライフプラン（妊娠や出産等）を考え、日々の生活や健康に向き合えるよう、ヘルスケアに関する正しい知識の普及啓発や情報発信等を行います。
2	事業名	★不育症治療費助成事業
	事業概要	不育症治療を受けている方の経済的負担軽減のため、治療費の一部助成を行います。
3	事業名	◎妊産婦健康診査事業
	事業概要	妊娠中に14回、産後に2回の健康診査を県内の医療機関・助産所で受けるための助成を行います。
4	事業名	★妊婦等支援給付金支給事業
	事業概要	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な相談に応じる妊婦等包括相談支援事業を利用された方に、妊婦等支援給付金を支給します。 ・妊婦1人当たり5万円（国） ・こども1人当たり10万円（国：5万円＋村独自：5万円）
5	事業名	◎利用者支援事業
	事業概要	こどもや保護者、妊産婦に対し、子育て支援の情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
6	事業名	◎子育て世帯訪問支援事業
	事業概要	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児相談などの支援を行います。

7	事業名	母子教室開催事業
	事業概要	・ハローベビースクール 妊娠，出産，子育てに関する講義や沐浴の実技指導等を行います。 ・赤ちゃん教室 助産師による産後の講話や，母子保健や子育て支援に関する講話等を行います。 ・歯ッピー離乳食教室 離乳食や歯科に関する講話を行います。
8	事業名	医療福祉費支給制度（小児・妊産婦）
	事業概要	・マル福（小児・妊産婦） 健康保険（医療保険）で病院にかかった自己負担分の費用の一部を助成します（茨城県）。 ★マル特（小児・妊産婦） 県の設定する所得制限を超える方や，マル福制度で助成しきれない医療費自己負担分の費用について，村独自で助成します。
9	事業名	未熟児養育医療給付制度
	事業概要	病院や診療所での治療・療育が必要な未熟児に対して，その治療・養育にかかる医療費の一部を助成します。（国）
10	事業名	◎産後ケア事業（産後ママあんしんケア事業）
	事業概要	出産後の母親の心身のケアや育児サポートのため，医療機関や助産所等の施設において，宿泊または日帰り，あるいは家庭訪問によりケアを行います。
11	事業名	子育てママ応援事業
	事業概要	子育て中のママが外出しやすい環境を整えるため，子育て支援グッズ（授乳服，下着など）を贈呈します。
12	事業名	◎養育支援訪問事業
	事業概要	養育支援が特に必要な家庭を保健師や子育てアドバイザーが訪問し，保護者の育児能力等の向上に向けた相談，指導，助言などの支援を行います。

(基本施策2) こどもの健康増進

13	事業名	新生児聴覚検査費用助成事業
	事業概要	先天性聴覚障がいの早期発見・療育を図るために、すべての新生児を対象に、新生児聴覚検査費用の助成を行います。
14	事業名	◎乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん全戸訪問）
	事業概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師などが訪問し、状況把握と相談支援を行います。
15	事業名	★予防接種事業
	事業概要	こどもがかかりやすい感染症等の予防接種を行います。村では、法に定めのない任意の予防接種費用に対しても全額または一部を助成しています。
16	事業名	乳幼児健康診査事業
	事業概要	こどもの発育や発達、健康状態を定期的に確認するとともに、保護者が医師や保健師、栄養士などの専門家に相談できる機会を提供します。
17	事業名	母子健康相談事業
	事業概要	保健師・助産師・管理栄養士などの専門職による育児相談を毎月1回行います。

(基本施策3) 特別な配慮を要するこども・家庭への支援

18	事業名	★発達支援センター
	事業概要	幼稚園・保育所・認定こども園・学校や関係機関と連携・協力しながら、3歳から中学校卒業までのこどもの発達に関する専門的な相談や支援・指導を行い、よりよい発達を支援します。
19	事業名	★教育支援センター
	事業概要	不登校児童生徒の実態に応じた教育相談や学習支援などを行い、社会的自立に向けた支援を行います。
20	事業名	医療福祉費支給制度（重度心身障がい者）
	事業概要	・マル福（重度心身障がい者） 健康保険（医療保険）で病院にかかった自己負担分の費用を助成します（茨城県）。 ★マル特（重度心身障がい者） 県の設定する所得制限を超え、所得が1,000万円未満の場合、村独自で医療費自己負担分の費用を助成します。
21	事業名	障がい児に対する手当等
	事業概要	・特別扶養児童手当 精神、知的または身体障がい等のある20歳未満の児童を家庭において養育している方に対して手当を支給します（所得制限あり）。 ★東海村心身障害者（児）福祉手当 在宅の心身障がい者や心身障がい児の保護者に対して手当を支給します。 ・障害児福祉手当 重度の障がいがあるため、日常生活について常に介護を必要とする在宅の20歳未満の方に対して手当を支給します（所得制限あり）。 ・特別支援教育就学奨励費 村立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者を対象に、世帯の収入状況に応じて就学に要する費用の一部を援助します。 ・自立支援医療費助成（育成医療） 18歳未満の障がい児及び将来障がいを残すと認められる児童に対し、障がいの軽減や機能の回復を図るために必要な医療費の助成を行います（所得制限あり）。

22	事業名	障がい児通所サービスの充実
	事業概要	・ 障害児通所支援事業 障がいのある児童を対象に、日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します。 ・ 障害者等日中一時支援事業 在宅の障がい児（者）を一時的に預かり、見守り等の支援を行うことにより、障がい児等の日中における活動の場の確保、家族の就労支援及び介護負担の軽減を図ります。
23	事業名	障がい児保育の支援
	事業概要	障がい等により特別な支援が必要な乳幼児に対し、公立教育・保育施設において、保育士等を加配することにより、適切な保育を実施し、その他の乳幼児と相互の健全な育成を促進します。
24	事業名	子育て中の生活困窮世帯に対する相談支援
	事業概要	こども家庭センターにおいて、失業や疾病、心身の状況などの複合的な課題を抱える子育て世帯に対し、生活困窮者自立支援制度等の情報提供を行うほか、必要な支援につなげます。

基本方針2 子育て家庭を支える環境の整備

(基本施策4) 多様な子育てサービスの充実

25	事業名	◎子育て世帯訪問支援事業（再掲）
	事業概要	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児相談などの支援を行います。
26	事業名	◎子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
	事業概要	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童が児童養護施設等を利用することにより、必要な保護を行います。
27	事業名	◎子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	事業概要	乳幼児や小学生等のこどもの預かり等の援助を受けたい依頼会員と、育児に関する援助をしたい協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。
28	事業名	★多生児等育児支援事業
	事業概要	満3歳未満の多生児を育児する保護者や母子・父子家庭の方の負担を軽減するため、ファミリー・サポート・センターの利用料を助成します。
29	事業名	◎親子関係形成支援事業
	事業概要	親子関係に不安のある保護者及び児童に、ペアレント・トレーニング等の講座を実施し、保護者同士の情報交換ができる場を提供します。
30	事業名	◎病児保育事業
	事業概要	こどもが病気の際に、保護者が自宅での保育が困難な場合、病院や保育所等に付設されたスペースにおいて病気のこどもを一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行います。
31	事業名	◎乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
	事業概要	保育所等に入所していない生後6か月以上から満3歳未満の乳幼児を対象として、就労要件を問わず月一定時間まで通園支援を行います。

32	事業名	◎一時預かり事業（認可保育所，認定こども園）
	事業概要	保護者の疾病や冠婚葬祭など，一時的に家庭保育が困難な場合に，就学前の健康な児童を対象に，認可保育所及び認定こども園において一時預かり事業を行います。
33	事業名	◎預かり保育事業（認定こども園，幼稚園）
	事業概要	子育て支援の充実を図るため，認定こども園（教育認定）及び幼稚園に在籍する児童を対象に，教育標準時間終了後に預かり保育を行います。
34	事業名	◎時間外保育事業（延長保育事業（認可保育所，認定こども園））
	事業概要	認可保育所及び認定こども園（保育認定）に在籍する児童を対象に，通常の保育時間以外の時間において延長保育を行います。
35	事業名	子育てのための施設等利用給付
	事業概要	満3歳未満の非課税世帯及び満3歳から5歳児までの児童を対象に，認可外保育や預かり保育（幼稚園等）などの利用料を補助します。
36	事業名	保育施設等の整備促進
	事業概要	民間保育施設の増改築等に対する支援や公立保育所の建替え等により，保育ニーズの受け皿整備を促進します。
37	事業名	母子・父子家庭及び寡婦支援
	事業概要	母子・父子世帯を対象とし，就学資金等の貸付けへの支援や就労に向けた自立を支援します。また母子寡婦団体への支援を行います。

(基本施策5) こどもの居場所づくり

38	事業名	◎地域子育て支援拠点事業
	事業概要	地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。（児童センター、子育て支援センター等）
39	事業名	◎放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
	事業概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場を提供します。
40	事業名	★教育支援センター（再掲）
	事業概要	不登校児童生徒の実態に応じた教育相談や学習支援などを行い、社会的自立に向けた支援を行います。
41	事業名	校内フリースクール
	事業概要	村立中学校内に校内フリースクールを設置し、教室に行くことが困難な生徒に対する居場所を確保するとともに、社会的自立に向けた支援を行います。

(基本施策6) 子育て世帯のための経済的な支援

42	事業名	★妊婦等支援給付金支給事業（再掲）
	事業概要	妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近な相談に応じる妊婦等包括相談支援事業を利用された方に、妊婦等支援給付金を支給します。 ・妊婦1人当たり5万円（国） ・こども1人当たり10万円（国：5万円＋村独自：5万円）
43	事業名	児童手当
	事業概要	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している親等に手当を支給します。
44	事業名	特別扶養児童手当（再掲）
	事業概要	精神、知的または身体障がい等のある20歳未満の児童を家庭において養育している方に対して手当を支給します（所得制限あり）。
45	事業名	★在宅育児手当
	事業概要	子育ての負担が大きい満3歳未満児の育児を在宅で行っている世帯（生活保護世帯を除く）に対し、手当を支給します。
46	事業名	★保育料無償化
	事業概要	子育て世帯の経済的負担軽減のため、すべての乳幼児にかかる保育料を無償化します。
47	事業名	★認可外保育施設保育料補助事業
	事業概要	認可外保育施設を利用する世帯のうち、施設等利用給付を受けていない世帯を対象に、保育料の一部を補助します。
48	事業名	就学奨励事業
	事業概要	・就学援助費 経済的な理由により給食費や学用品費などの支出が困難な保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助します。 ・特別支援教育就学奨励費（再掲） 村立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒保護者を対象に、世帯の収入状況に応じて就学に要する費用の一部を援助します。

49	事業名	★民間学童クラブ保育料補助金
	事業概要	民間学童クラブを利用する世帯のうち、生活保護世帯、住民税非課税世帯、ひとり親世帯等を対象に、保育料の一部を助成します。
50	事業名	★こども・わかもの応援給付金支給事業
	事業概要	こどもやわかものの学びや挑戦の機会を支援するため、小学校就学から18歳までの年齢の方に、こども・わかもの応援給付金を支給します。
51	事業名	★奨学金制度
	事業概要	★東海村奨学金制度 高等学校等へ入学予定の方・在学中の方で、経済的な理由により修学困難な方などを対象に、「修学資金・入学準備金」の貸与を行います。 ★奨学金返還支援補助金 対象となる奨学金を利用して大学等を卒業し、村内在住などの要件を満たす方を対象に、前年度の奨学金返還額への補助を行います。
52	事業名	医療福祉費支給制度（ひとり親）
	事業概要	・マル福（ひとり親） 健康保険（医療保険）で病院にかかった自己負担分の費用の一部を助成します（茨城県）。 ★マル特（ひとり親） 入院・外来時の自己負担金および食事療養標準負担額を村独自で助成します。 ※ひとり親家庭の父母は、県の設定する所得制限を超える場合、医療費の助成を受けることができません。
53	事業名	ひとり親世帯への支援
	事業概要	・児童扶養手当 ひとり親家庭等の方に対して手当を支給します。 ★遺児福祉手当 遺児を養育している父・母・父母に代わる養育者に対して手当を支給します。 ★母子・父子家庭家賃助成事業 児童扶養手当を受給している方に対して家賃の一部を助成します。

基本方針3 村民が支え合う子育て環境の充実

（基本施策7） 地域で子育てを応援する体制づくり

54	事業名	◎地域子育て支援拠点事業（再掲）
	事業概要	地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。（児童センター、子育て支援センター等）
55	事業名	◎親子関係形成支援事業（再掲）
	事業概要	親子関係に不安のある保護者及び児童に、ペアレント・トレーニング等の講座を実施し、保護者同士の情報交換ができる場を提供します。
56	事業名	青少年育成東海村民会議
	事業概要	青少年の健全な育成を図るため、家庭・学校・地域社会が一体となりこどもたちの成長や活動を支援しています。 ・母と子のサロン（0歳の第1子と母親を対象とした子育て支援） ・ちびっこ集まれ！お父さんと遊ぼう！！（父親の子育て参加支援） など
57	事業名	家庭教育の推進
	事業概要	保護者に対し、家庭教育の重要性について認識を深めるための啓発学習機会や交流の場の提供を行います。
58	事業名	読書推進事業
	事業概要	乳児に絵本の読み聞かせを行うブックスタートや小学生のためのお話し会、読書講演会、ボランティア養成講座などを行い、読書を通じて育児を支援します。

(基本施策8) こどもの安心・安全を守るまちづくり

59	事業名	子どもを守るネットワーク機能強化事業（児童虐待防止対策事業）
	事業概要	要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関と連携して児童の安全確保に努めます。また、家庭や学校等において、こどもが健やかに安心して育つことができるよう、保護者や関係機関等への相談助言を行う家庭児童相談を実施するほか、子育て支援や児童虐待防止に関する啓発活動を行います。
60	事業名	ヤングケアラーへの支援
	事業概要	学校生活アンケート等により支援が必要なこどもを早期に発見し、関係機関で連携して支援を行います。
61	事業名	スクールカウンセラーの配置
	事業概要	学校生活や家庭生活上の様々な不安などをもつ児童生徒や、子育て不安をもつ保護者へのカウンセリングを行います。
62	事業名	青少年相談の充実
	事業概要	臨床心理士等専門家による面接相談窓口の開設や、青少年相談員による電話相談等を実施します。
63	事業名	交通安全・防犯教育の推進
	事業概要	保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、学童クラブ、子育て支援センター等での交通安全・防犯教室を開催します。

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みの算出にあたって

①教育・保育提供区域の設定

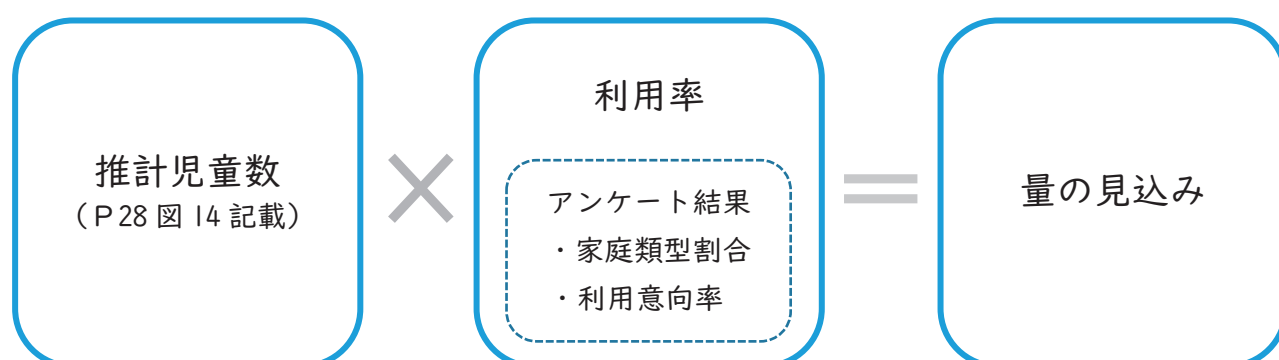
教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定めています。本村においては、東西に約7.9キロメートル、南北に約7.9キロメートルとコンパクトな地形であり、地域の枠を超えて施設や事業が利用されている現状を考慮し、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには、村内全域での調整・確保が必要と考えています。

したがって教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各事業について、提供区分を村内で分割することはせず、これまでどおり村全体を一つの区域として設定し、各事業の量の見込と確保方策等を計画します。

②量の見込みの考え方

国の基本指針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用希望を把握した上で、5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むとされています。

本村においても、令和6年1月に実施した「東海村子育て支援に関するアンケート調査」の結果及び国が示す「子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出等の考え方」等をもとに、各年度当初における量の見込みを設定しました。



③人口推計

本計画の対象となる児童数（0歳～11歳）の見込みについては、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データを用いて、計画の最終年度である令和11年度までの推計を行いました。

全年齢において児童数は減少傾向が見込まれ、令和11年では3,321人と見込んでおります。

年齢区分別にみると、令和11年における0～5歳の就学前児童数は1,508人（令和6年比189人減）、6～11歳の小学生は1,813人（令和6年比327人減）と見込んでおります。

図13 児童数推計値の推移¹³

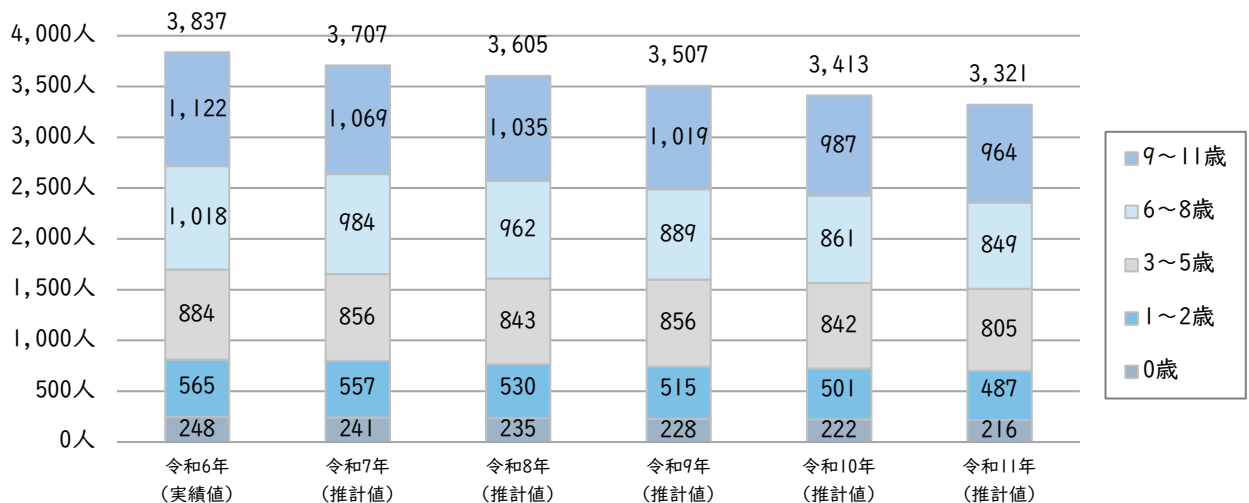


図14 児童数の実績値と推計値¹⁴

(単位：人)

年度	実績値					推計値				
	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年	2024年 令和6年	2025年 令和7年	2026年 令和8年	2027年 令和9年	2028年 令和10年	2029年 令和11年
0-5歳合計	1,945	1,841	1,775	1,743	1,697	1,654	1,608	1,599	1,565	1,508
0歳	282	230	257	258	248	241	235	228	222	216
1-2歳	633	609	550	528	565	557	530	515	501	487
3-5歳	1,030	1,002	968	957	884	856	843	856	842	805
6-11歳合計	2,377	2,332	2,275	2,202	2,140	2,053	1,997	1,908	1,848	1,813
6-8歳	1,162	1,119	1,066	1,035	1,018	984	962	889	861	849
9-11歳	1,215	1,213	1,209	1,167	1,122	1,069	1,035	1,019	987	964
全体合計	4,322	4,173	4,050	3,945	3,837	3,707	3,605	3,507	3,413	3,321

¹³ 住民基本台帳（各年4月1日）※0歳児については10月1日を基準日、それ以外については4月1日を基準日とする

¹⁴ 住民基本台帳を基に本村作成 ※0歳児については10月1日を基準日、それ以外については4月1日を基準日とする

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前のこどもの教育・保育を担う施設として、以下の施設（事業）が位置づけられています。

特定教育 ・保育施設	幼稚園	すべての3～5歳児を対象として、幼児教育を行う施設
	保育所	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	認定こども園	幼稚園・保育所の機能を併せ持つ施設
地域型 保育事業	小規模保育事業	6～19人の0～2歳児を対象に保育を行う事業
	家庭的保育事業	0～2歳児の5人以下の少人数を対象に、保育者の居宅等において保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業が設置し、主に従業員のこどもへの保育を行う施設
	居宅訪問型保育事業	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業

また、教育・保育給付認定は、お子さんの年齢と保育の必要性によって下表のとおり3種類の認定区分に分けられます。なお、認定区分によって利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	年齢	利用区分	保育の 必要性	利用できる施設及び事業
1号認定	満3歳以上	教育標準時間	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定		保育標準時間 保育短時間	あり	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満			保育所 認定こども園 地域型保育事業

【利用状況】

第二期計画期間（令和２年度～６年度）において、１号認定（教育ニーズ）では、認定者数を上回る利用定員を確保することができましたが、２号・３号認定（保育ニーズ）では、慢性的に利用定員を上回るニーズが続いていました。

高まる保育ニーズに対応するため、民間事業者による小規模保育事業整備の推進や公立保育所の整備だけでなく、一人一人の状況に対応するため、公立認可外保育所の整備を行いました。また、幼稚園ニーズについては、適切な事業量確保に向けて、幼稚園の再編整備を進めました。

第三期計画期間においては、量の見込みを賄う適切な事業量を確保するとともに、多様化する家庭やこどものニーズに合わせた対応ができるよう、幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実、小学校への円滑な接続に向けた幼児教育・保育施設と小学校との連携強化などにより、幼児教育・保育の更なる質の向上を図ります。

（各年４月１日現在、※０歳のみ１０月１日現在）

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
（幼稚園等） １号認定	３～５歳	認定者数	521	479	437	404	367
		利用定員	760	760	760	760	600
		過不足	239	281	323	356	233
（保育所等） ２号認定	３～５歳	認定者数	686	620	619	635	585
		利用定員	505	569	569	569	569
		過不足	▲181	▲51	▲50	▲66	▲16
（保育所等） ３号認定	０歳	認定者数	97	84	125	119	108
		利用定員	89	97	97	97	104
		過不足	▲8	13	▲28	▲22	▲4
（保育所等） ３号認定	１歳	認定者数	178	156	135	194	193
		利用定員	132	146	140	140	140
		過不足	▲46	▲10	5	▲54	▲53
（保育所等） ３号認定	２歳	認定者数	208	210	209	176	218
		利用定員	158	172	166	166	166
		過不足	▲50	▲38	▲43	▲10	▲52

(令和7年3月31日現在)

区分		施設数
特定教育・保育施設		13 か所
	幼稚園	3 か所
	公立	2 か所
	私立	1 か所
	保育所	7 か所
	公立	3 か所
	私立	4 か所
	認定こども園	3 か所
	公立	1 か所
	私立	2 か所
特定地域型保育事業		3 か所
	家庭的保育事業	0 か所
	小規模保育事業	3 か所
認可外保育所	公立	1 か所
計		17 か所

【量の見込みと確保方策】

1号認定（教育ニーズ）については、村立幼稚園の再編整備や民間幼稚園の認定こども園への移行等により定員が減少する見込みですが、近年ニーズは減少傾向であるため、必要な事業量を確保できる見込みです。なお、就労する保護者のニーズに応えるべく、村内の幼稚園及び認定こども園において、引き続き預かり保育事業を利用しながら在園できるような提供体制の確保を図っていきます。

2号・3号認定（保育ニーズ）については、待機児童は発生していないものの、0～2歳児の入所希望者が特に増加傾向であることから、保育ニーズの充足に向け適切な施設整備を推進し、受け皿の確保を図っていきます。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 (幼稚園等)	3～5歳	量の見込み	309	305	310	304	291
		確保方策	600	490	370	370	370
		特定教育・保育施設	390	280	370	370	370
		確認を受けない幼稚園	210	210	0	0	0
		過不足	291	185	60	66	79
2号認定 (保育所等)	3～5歳	量の見込み	522	513	522	512	491
		確保方策	548	542	645	654	654
		特定教育・保育施設	548	542	645	654	654
		過不足	26	29	123	142	163
3号認定 (保育所等)	0歳	量の見込み	115	112	109	106	103
		確保方策	106	106	115	121	121
		特定教育・保育施設	89	89	98	104	104
		地域型保育事業	12	12	12	12	12
		認可外保育施設	5	5	5	5	5
		過不足	▲9	▲6	6	15	18
3号認定 (保育所等)	1歳	量の見込み	183	178	173	168	164
		確保方策	158	158	166	172	172
		特定教育・保育施設	125	125	133	139	139
		地域型保育事業	18	18	18	18	18
		認可外保育施設	15	15	15	15	15
		過不足	▲25	▲20	▲7	4	8
3号認定 (保育所等)	2歳	量の見込み	208	200	195	190	185
		確保方策	175	175	184	190	190
		特定教育・保育施設	147	147	156	162	162
		地域型保育事業	18	18	18	18	18
		認可外保育施設	10	10	10	10	10
		過不足	▲33	▲25	▲11	0	5

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 時間外保育事業（延長保育事業）

（事業概要）

認可保育所及び認定こども園（保育認定）に在籍している児童を対象に、保育時間外に保育を行います。

【令和5年度利用状況】

利用実人数	実施施設数
267 人	10 か所

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		298 人	292 人	298 人	292 人	280 人
確保 方策	実人数	298 人	292 人	298 人	292 人	280 人
	施設数	12 か所	12 か所	13 か所	13 か所	13 か所

村内全ての認可保育所及び認定こども園において、保育時間後（夕方～夜）に保育を実施しています。また、一部の民間保育所においては、保育時間前（朝）の保育も実施しています。

これまでの利用実績を踏まえ、従来と同程度の事業量を見込んでおり、事業の性質上定員の設定はないことから、必要な提供体制は確保できる見通しです。

② 預かり保育

（事業概要）

幼稚園及び認定こども園（教育認定）に在籍している児童を対象に、保育時間終了後に保育を行います。

【令和5年度利用状況】

延べ利用者数	実施施設数
24,282 人	8 か所

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		21,294 人	22,293 人	23,954 人	24,760 人	24,918 人
確保 方策	延べ利用者数	21,294 人	22,293 人	23,954 人	24,760 人	24,918 人
	実施施設数	6 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

保育所等の延長保育と同様に事業の性質上定員の設定はないことから、これまでの利用実績を踏まえ、従来と同程度の事業量を見込んでおり、必要な提供体制は確保できる見通しです。

③ 一時預かり事業

（事業概要）

保育所等の施設に在籍していない児童の保護者が、疾病や冠婚葬祭など、一時的に家庭保育が困難な場合に、就学前の健康な児童を対象に、認可保育所及び認定こども園において一時預かり事業を行います。

【令和5年度利用状況】

延べ利用者数	実施施設数
2,188 人	7 か所

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,590 人	1,716 人	1,705 人	1,744 人	1,809 人
確保 方策	延べ利用者数	1,590 人	1,716 人	1,705 人	1,744 人	1,809 人
	実施施設数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

実施施設により定員数が異なりますが、これまでの利用状況やニーズ調査から、必要な保育提供体制は確保できる見込みです。

④ 病児保育事業

（事業概要）

こどもが病気の際に、保護者が就労等で自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院、保育所等において病気の児童に対する保育を行います。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行います。

・「病児対応型」

児童が病気のため集団保育や家庭での保育が困難な期間、専用施設において当該児童を預かる事業

・「病後児対応型」

児童が病気の回復期のため集団保育や家庭での保育が困難な期間、専用施設において当該児童を一時的に預かる事業

・「体調不良児対応型」

保育所等に通所中の児童が微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所が対応する事業

【令和5年度利用状況】

	延べ利用人数	実施施設数
病児対応型	2,275 人	1 か所
病後児対応型		2 か所
体調不良児対応型		5 か所

※子育て援助活動支援事業における病児・緊急対応強化事業については実施していません。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2,715人	2,637人	2,625人	2,565人	2,475人
確保方策		3,920人	3,920人	3,920人	3,920人	3,920人
病児対応型	1か所	980人	980人	980人	980人	980人
病後児対応型	2か所	490人	490人	490人	490人	490人
体調不良児対応型	5か所	2,450人	2,450人	2,450人	2,450人	2,450人

村立東海病院併設の病児・病後児保育施設「るぴなす」における病児・病後児保育に加え、私立認定こども園（1園）において病後児保育を実施しているほか、私立保育園・認定こども園（5園）では体調不良児対応型の保育も実施しており、必要な提供体制は確保できる見通しです。

⑤ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（事業概要）

乳幼児や小学生等のこどもを持つ保護者で、こどもの預かり等の援助を受けたい依頼会員と、地域において育児に関する援助をしたい協力会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【令和5年度利用状況】

		延べ利用者数
合計		1,658人
未就学児		1,558人
就学児		100人

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	未就学児	1,854人	1,806人	1,756人	1,741人	1,701人
	就学児	98人	94人	91人	87人	84人
確保方策		1,952人	1,900人	1,847人	1,828人	1,785人

アンケート調査結果からも利用ニーズが高いことから、引き続き保護者が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、事業の周知に努めるとともに、定期的な協力会員の養成研修会を開催し、資質向上を図ることで、必要な事業提供体制は確保できる見込みです。

なお、病児・病後児預かり事業及びひとり親家庭等の利用支援事業の実施は見込んでおりません。

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん全戸訪問）

（事業概要）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師や助産師などが訪問し、親子の状況把握を行うとともに、子育てに関する情報提供や養育相談などの支援を行います。

【令和5年度利用状況】

利用者数
252人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	241人	235人	228人	222人	216人
確保方策	241人	235人	228人	222人	216人

茨城県助産師会東海グループに事業を委託することにより、すべての家庭への訪問を実施する体制を確保します。また、訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、適宜関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとして適切なサービスの提供につなげていきます。

⑦ 利用者支援事業

（事業概要）

こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

・「基本型」

こどもやその保護者又は妊婦に対し、保育施設等の身近な場所で情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

・「地域子育て相談機関」

妊産婦や子育て世帯等が気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関であり、こども家庭センターと連携します。

・「こども家庭センター型」

妊産婦や子育て世帯、こどもに対して切れ目のない支援を行うため、母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に行います。

・「妊婦等包括支援事業型」

母子健康手帳交付時から妊婦・その家族に対して、面談を実施し、ニーズに応じて必要な情報提供や支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【令和6年度利用状況】

実施か所数	
基本型	1か所
こども家庭センター型	1か所

本村では、平成 28 年度から、基本型として、とうかい村松宿こども園に「子育て支援コーディネーター」を配置し、村内の子育て支援センター等における出張相談等を実施しています。

さらに、令和 6 年度からは、子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、統括支援員や子ども家庭支援員による相談支援を行うほか、保健センター内に「こども家庭センター はぐ♡くみ」を開設し、母子保健コーディネーター等による相談支援を行うなど、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を行っています。

【量の見込みと確保方策】

			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み			3 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所
確保方策	実施か所数	基本型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		地域子育て相談機関		1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
		こども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		妊婦等包括支援型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

今後、利用者支援事業の基本型を実施している施設から「地域子育て相談機関」を設置し、相談の傾向等を把握した上で、目安となっている中学校区に 1 か所の設置をめざします。

また、児童福祉法の改正により、令和 7 年度からこども家庭センター「はぐ♡くみ」において「妊婦等包括相談支援事業型」を実施し、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

⑧ 地域子育て支援拠点事業

（事業概要）

保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。

・「児童センター」

乳幼児から、小・中学生、高校生まで幅広い年齢の児童等が自由に遊べる環境づくりを行います。また、育児や子育てに関する保護者の不安や悩みに対する相談を行います。

・「子育て支援センター」

乳幼児とその保護者が、気軽に集い交流する場を常設します。また、子育て関連の情報提供や相談、講座等も実施します。

【令和 5 年度利用状況】

利用回数	29,579 人		
実施か所数	認可保育所	公立	1 か所
		私立	4 か所
	認定こども園	公立	1 か所
		私立	2 か所
	児童センター		1 か所
	長堀すこやかハウス		1 か所

【量の見込みと確保方策】

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		24,585 人	23,537 人	22,890 人	22,274 人	21,658 人
確保 方策	利用数	24,585 人	23,537 人	22,890 人	22,274 人	21,658 人
	利用か所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

地域の身近な場所として、村内 10 か所の施設において提供体制を確保します。今後も利用者を増やすため、子育てサークル活動の推進や各種イベントの実施等の取組みを進めていきます。

⑨ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

（事業概要）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【令和 5 年度利用状況】

延べ利用者数	22 人
利用可能施設数	5 か所

【量の見込みと確保方策】

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		19 人	18 人	18 人	17 人	17 人
確保 方策	延べ利用者	19 人	18 人	18 人	17 人	17 人
	受入施設数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

事業の周知を図り、利用希望者の要望に沿った受入れが可能となるよう、乳児院、児童養護施設等との協力・調整に努めます。なお、夜間等に行う「トワイライトステイ」の実施は見込んでおりません。

⑩ 養育支援訪問事業

（事業概要）

養育支援が特に必要な家庭を保健師や子育てアドバイザーが訪問し、保護者の育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

【令和5年度利用状況】

訪問実人数	15人
-------	-----

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策	20人	20人	20人	20人	20人

利用実績を踏まえ、今後も子育てに困難を抱える家庭が一定数いることが予測されるため、子育てに支援が必要な家庭に適切な対応が図られるよう、必要な実施体制の確保を図ります。

⑪ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

（事業概要）

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議の開催により、関係機関との連携強化を図るほか、個別ケース検討会議等を開催するなど、関係機関と連携し、児童の安全確保に努めます。

【令和5年度実施状況】

代表者会議	1回
実務者会議	12回
個別ケース会議	14回

【量の見込みと確保方策】

今後も現在の取組みを継続し、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。また、実務者会議を開催することで、児童相談所等の関係機関との連携・情報共有により、要保護児童等に対する支援体制を強化するとともに、児童虐待に関する研修や事例研修等を定期的に行うことにより、職員の専門性の向上を図ります。

さらに、養育支援訪問事業担当者との定期的なケース検討会の開催により、児童虐待のおそれのある家庭等を早急に把握し、養育支援訪問事業との連携を図りながら支援することで、児童虐待の未然防止に努めます。

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

（事業概要）

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭，妊産婦，ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し，食事や洗濯，育児相談などの支援を行います。

【利用状況】

- 未実施（令和7年度から実施予定（産前・産後ヘルプサポート事業の対象者を拡大））
・令和7年度より「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	88人	86人	83人	81人	79人
確保方策	88人	86人	83人	81人	79人

村内及び近隣の訪問介護事業所などの委託先を確保し，支援体制の整備に努めます。

⑬ 児童育成支援拠点事業

（事業概要）

養育環境等により，家庭や学校に居場所のない児童等に対して，居場所となる場を開設し，生活習慣や学習支援及び相談支援，食事の提供等を行うとともに，児童及びその家庭の状況をアセスメント等の包括的支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

第三期において事業量は見込んでおりませんが，引き続き，本事業に対するニーズ等の把握に努めながら，必要に応じて実施を検討します。

⑭ 親子関係形成支援事業

（事業概要）

親子関係に不安のある保護者及び児童に，ペアレント・トレーニング等の講座を実施し，保護者同士の情報交換ができる場を提供します。

【利用状況】

- 未実施（令和7年度から実施予定）
・令和7年度より「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策	50人	50人	50人	50人	50人

親子間における適切な関係性の構築を目的とした専門的プログラム等を実施します。

⑮ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

（事業概要）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や長期休業期間中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

【令和6年度利用状況】（5月1日時点）

小1	207人
小2	189人
小3	167人
小4	151人
小5	97人
小6	99人
計	910人

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	小1	193人	191人	162人	176人	183人
	小2	210人	195人	194人	165人	178人
	小3	181人	201人	188人	186人	158人
	小4	145人	158人	175人	163人	162人
	小5	122人	117人	127人	141人	132人
	小6	67人	83人	80人	87人	97人
量の見込み計		918人	945人	926人	918人	910人
確保 方策	定員数	929人	929人	929人	929人	929人
	施設数	13か所	12か所	12か所	12か所	12か所

近年利用児童数が増加傾向にあり、公設学童クラブにおける定員を超えた受け入れや他学区のクラブへのバス移送の実施、臨時的な学童クラブの開設などにより、提供体制の確保を図ってきました。

第三期計画期間においても増加傾向の見通しであることから、引き続き公設学童クラブにおいて柔軟な受け入れを実施するとともに、民間学童クラブの新設等により量的な拡大を図るなど、必要な提供体制の確保を図っていきます。

⑯ 妊産婦健康診査事業

（事業概要）

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳交付時に受診券を配布し、妊娠中に14回、産後に2回の健康診査を県内の医療機関・助産所で受けるための助成を行います。

【令和5年度利用状況】

延べ受診回数	3,610 人
実受診者数	254 人

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,856 人	3,760 人	3,648 人	3,552 人	3,456 人
確保方策	3,856 人	3,760 人	3,648 人	3,552 人	3,456 人

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでおり、引き続き茨城県医師会等と連携して医療機関等における受診機会の提供及び促進を図ります。

⑰ 産後ケア事業（産後ママあんしんケア事業）

（事業概要）

出産後に親族等から援助が受けられず、心身の不調および育児不安等がある母親の心身のケアや育児サポートのため、医療機関や助産所等の施設において、宿泊または日帰りあるいは居宅訪問によりケアを行います。

【令和5年度利用状況】

利用者数	2 人
実施か所	1 か所

・令和7年度より「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけ

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		280 人	273 人	264 人	258 人	251 人
確保 方策	延べ利用者	280 人	273 人	264 人	258 人	251 人
	実施か所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

出産後のサポートが必要である家庭等に対して支援を行う医療機関・助産所等の体制を確保しながら、事業量の確保に努めます。

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（事業概要）

保育所等に入所していない0歳6か月以上から満3歳未満の乳幼児を対象として、保護者の就労の有無に関わらず、月一定時間（10時間）までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる制度です。

【利用状況】

未実施（令和8年度から実施予定）

- ・令和7年度より「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み		4人	3人	5人	5人
	確保方策		4人	3人	5人	5人
1歳	量の見込み		6人	5人	7人	6人
	確保方策		6人	5人	7人	6人
2歳	量の見込み		5人	5人	6人	6人
	確保方策		5人	5人	6人	6人

下記の算出方法に基づき、「確保方策」として対象児童を受け入れるために必要な「1日あたりの定員」を上記のとおり見込んでおります。

※「量の見込み」の算出方法＝A×B÷C

A：対象年齢の未就園児数

各年度児童数推計－ニーズ量の見込み

B：月一定時間までの利用可能枠

令和8年度及び令和9年度は、経過措置として「月3時間」で想定

令和10年度以降は「月10時間」で想定

C：定員一人1月当たりの受入れ可能時間数

令和8年度及び令和9年度は、1日あたりの施設の受け入れ上限時間を3時間とし、「月66時間（3時間／日×22日）」と想定

令和10年度以降は、1日あたりの施設の受け入れ上限時間を6時間とし、

「月132時間（6時間／日×22日）」と想定

⑩ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

（事業概要）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

【量の見込みと確保方策】

第三期において事業量は見込んでおりません。

⑪ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（事業概要）

教育・保育需要に沿った教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を図るため、多様な事業者の新規参入を支援します。

【量の見込みと確保方策】

第三期において事業量は見込んでおりません。

第6章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、すべての村民がこどもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

そのため、本村では、庁内関係各課や教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、すべての村民を巻き込み、理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

(2) 計画の進行管理

計画期間中は、「東海村子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課や村民、各種団体・関係機関などと連携して、計画の進行を管理していきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、計画の中で設定した成果指標をはじめ、進行管理事業等の施策・事業の実績などを用いて実施し、取り組みの改善につなげていきます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

資料編

(1) 計画策定の経過

令和5年度	
年月日	内容
令和5年7月31日	令和5年度第1回東海村子ども・子育て会議 【議事】 ・幼児期の教育・保育の確保に関する状況について ・地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について ・「第三期東海村子ども・子育て支援事業計画」策定に係る利用希望把握調査について ・幼児期の教育・保育の確保方策について
令和5年10月30日	令和5年度第2回東海村子ども・子育て会議 【議事】 ・小規模保育事業認可に係る意見聴取について ・「第三期東海村子ども・子育て支援事業計画」策定のための利用希望把握調査に係る意見聴取について ・「村立保育所、幼稚園等に関する再編整備基本計画」の改訂について
令和6年1月11日～1月31日	「第三期東海村子ども・子育て支援事業計画」策定のためのニーズ調査実施
令和6年3月28日	令和5年度第3回東海村子ども・子育て会議 【議事】 ・小規模保育事業認可に係る意見聴取について ・子育て支援に係る令和6年度東海村新規事業について ・東海村子育て支援に関するアンケート調査結果について

令和6年度	
年月日	内容
令和6年7月22日	令和6年度第1回東海村子ども・子育て会議 【議事】 ・幼児期の教育・保育の確保に関する状況について ・地域子ども・子育て支援事業の進捗状況について ・「第三期東海村子ども・子育て支援事業計画策定」スケジュールについて

令和6年度	
年月日	内容
令和6年9月27日	令和6年度第2回東海村子ども・子育て会議 【議事】 ・特定地域型保育事業の確認に係る利用定員の設定等に係る意見聴取について ・第三期東海村子ども・子育て支援事業計画に係る量の見込みと確保方策について
令和6年12月26日	令和6年度第3回東海村子ども・子育て会議 【議事】 ・第三期東海村子ども・子育て支援事業計画について
令和7年1月10日～ 2月9日	村民意見等の募集（パブリックコメント）実施
令和7年3月7日	令和6年度第4回東海村子ども・子育て会議 【議事】 ・パブリックコメント実施結果について ・令和7年度子育て支援関連新規・拡充事業等 ・第三期東海村子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和7年3月7日	「第三期東海村子ども・子育て支援事業計画（案）」について，東海村子ども・子育て会議より答申
令和7年3月14日	庁議

(2) 東海村子ども・子育て会議条例

平成26年3月28日

条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項の規定に基づく合議制の機関として、東海村子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 児童福祉法第35条第6項の規定による保育所の設置認可に係る事項を調査審議すること。
- (3) その他子ども・子育て支援及び児童福祉に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って別に定める。

(3) 東海村子ども・子育て会議委員

(順不同・敬称略)

	選出区分	氏名	所属等	備考
1	子どもの保護者	鈴木 みなみ	子どもの保護者	
2	子ども・子育て支援 に関する事業に従 事する者	佐藤 晶子	社会福祉法人こばと会 チューリップ保育園	
3		諏訪 健一郎	社会福祉法人諏訪学園 みぎわ保育園	
4		大森 奈穂美	社会福祉法人淑徳会 おおぞら保育園	
5		高橋 登志子	社会福祉法人孝友会 サンフラワーこどもの森保育園	
6		千葉 香	特定非営利活動法人 キララこそだて支援センター キララ東海ナーサリー キララ第二東海ナーサリー	
7		中村 宏	テルウェル東日本株式会社 (東海村学童クラブ指定管理者)	
8	子ども・子育て支援 に関する事業に従 事する者 教育関係機関	鈴木 淳子	社会福祉法人愛信会 さちのみ認定子ども園	
9		鹿志村 茂	社会福祉法人 オークス・ウェルフェア おーくす船場こども園	
10		諏訪 湖弓	学校法人諏訪学園 みぎわ幼稚園	
11	地域において子ど もの育成及び子育 ての支援活動に携 わる者	鈴木 香代	主任児童委員	
12		近藤 壽子	母子保健推進員	
13		境 洋子	村母子寡婦福祉会	副会長
14		中川 輝夫	子ども会育成連合会	
15	学識経験者	神永 直美	茨城大学 教育学野教授	会長

(4) アンケート調査結果

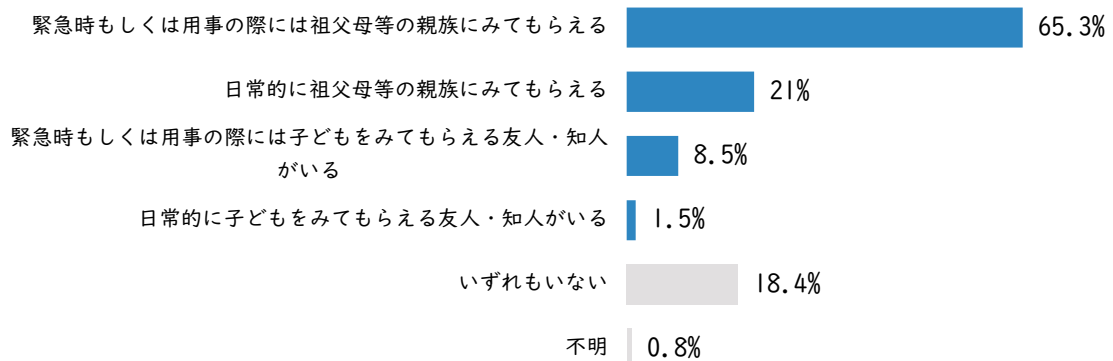
※「(全体)%」は、有効回答数に対する割合

① こどもをみてもらえる親族・知人の有無

Q 保育施設の利用の有無に関わらず、日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(あてはまるものすべてに○)

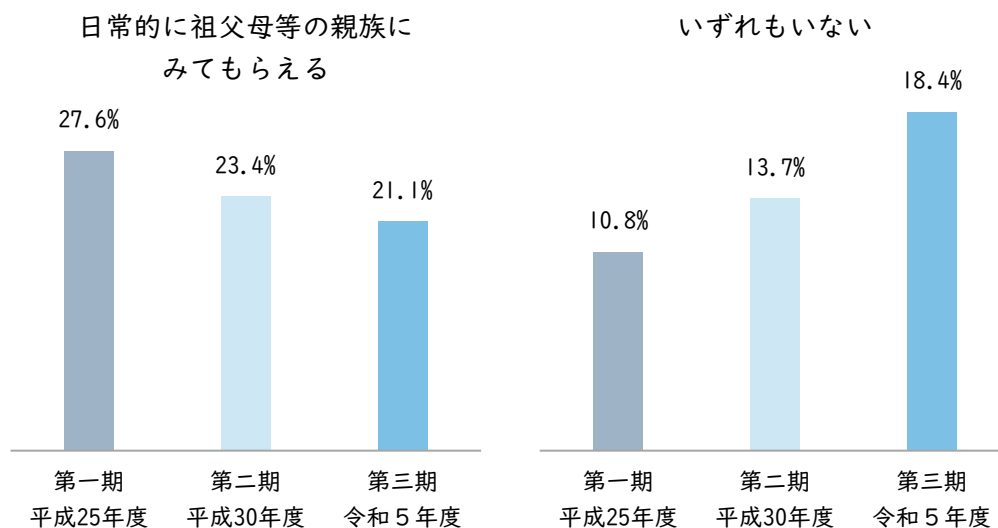
こどもをみてもらえる親族・知人については、“緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる”が最も多く65.3%だった。次いで“日常的に祖父母等の親族にみてもらえる”が21%だった。

	件数	(全体)%
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	405	65.3%
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	130	21%
緊急時もしくは用事の際にはこどもをみてもらえる友人・知人がいる	53	8.5%
日常的にこどもをみてもらえる友人・知人がいる	9	1.5%
いずれもない	114	18.4%
不明	5	0.8%



【過去調査との比較】

前回と比べて、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合は2.3%減少し、「いずれもない」の割合は4.7%増加した。

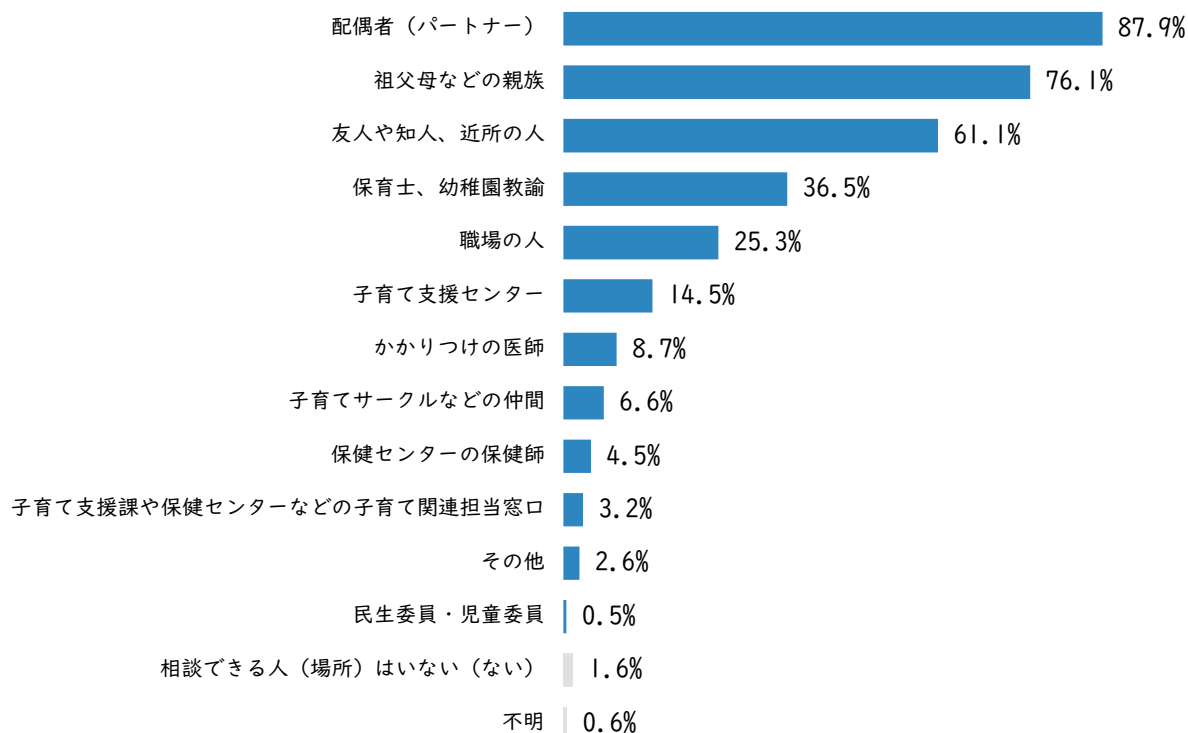


② 子育てに関する相談先

Q お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。
(あてはまるものすべてに○)

気軽に相談できる先は，“配偶者（パートナー）”が最も多く 87.9%だった。次いで“祖父母などの親族”が 76.1%，“友人や知人、近所の人”が 61.1%だった。

	件数	(全体)%
配偶者（パートナー）	545	87.9%
祖父母などの親族	472	76.1%
友人や知人、近所の人	379	61.1%
保育士、幼稚園教諭	226	36.5%
職場の人	157	25.3%
子育て支援センター	90	14.5%
かかりつけの医師	54	8.7%
子育てサークルなどの仲間	41	6.6%
保健センターの保健師	28	4.5%
子育て支援課や保健センターなどの子育て関連担当窓口	20	3.2%
その他	16	2.6%
民生委員・児童委員	3	0.5%
相談できる人(場所)はいない(ない)	10	1.6%
不明	4	0.6%

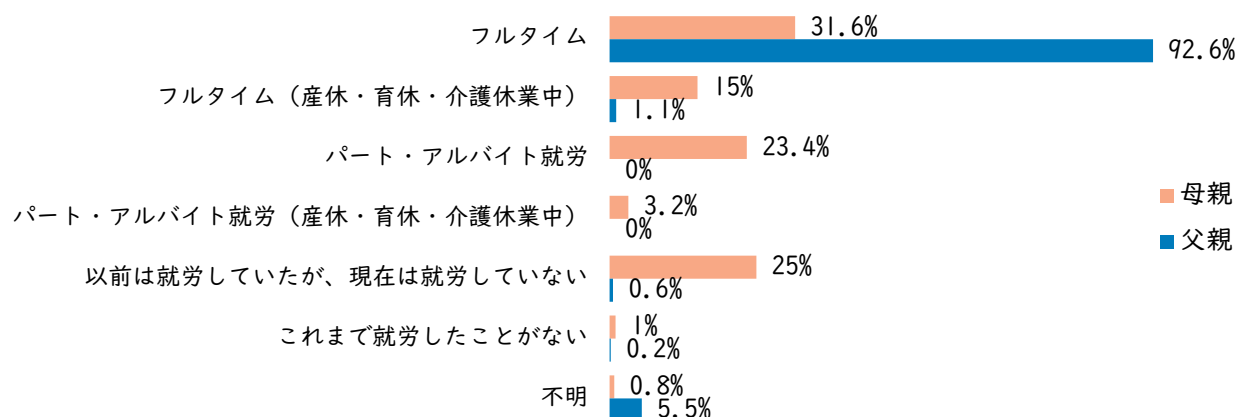


③ 両親の就労状況

Q お子さんのご両親の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をお答えください。

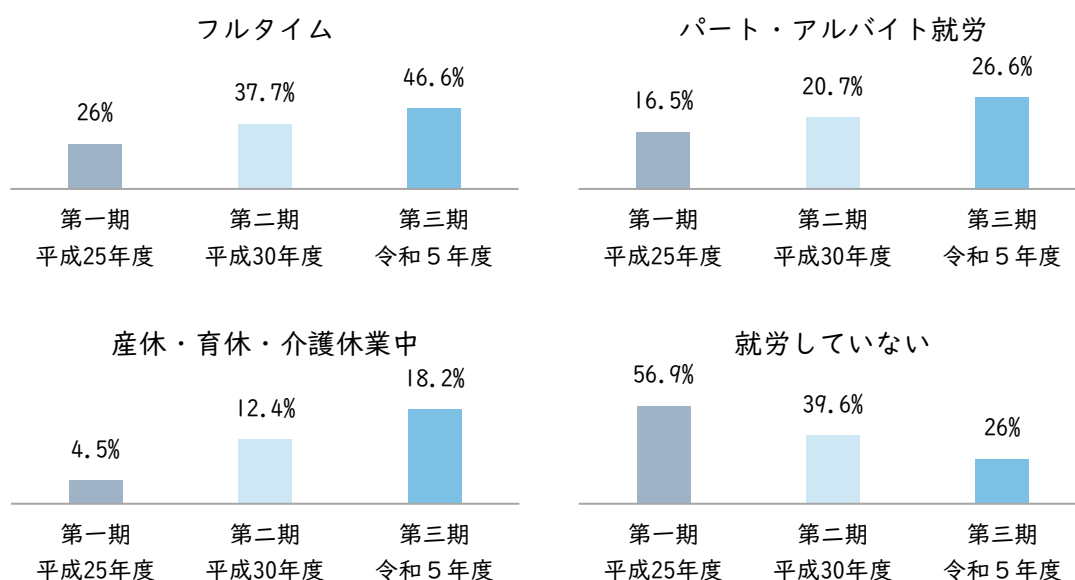
現在の両親の就労状況は、母親では“フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”が最も多く 31.6%だった。父親でも“フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”が最も多く 92.6%だった。

	件数		(全体)%	
	母親	父親	母親	父親
フルタイム	196	574	31.6%	92.6%
フルタイム(産休・育休・介護休業中)	93	7	15%	1.1%
パート・アルバイト就労	145	0	23.4%	0%
パート・アルバイト就労(産休・育休・介護休業中)	20	0	3.2%	0%
以前は就労していたが、現在は就労していない	155	4	25%	0.6%
これまで就労したことがない	6	1	1%	0.2%
不明	5	34	0.8%	5.5%



【過去調査との比較（母親のみ）】

前回と比較して、フルタイム就労の割合は 8.9%，パート・アルバイト就労は 5.9%，産休・育休・介護休暇中の割合は 5.8%増加しています。



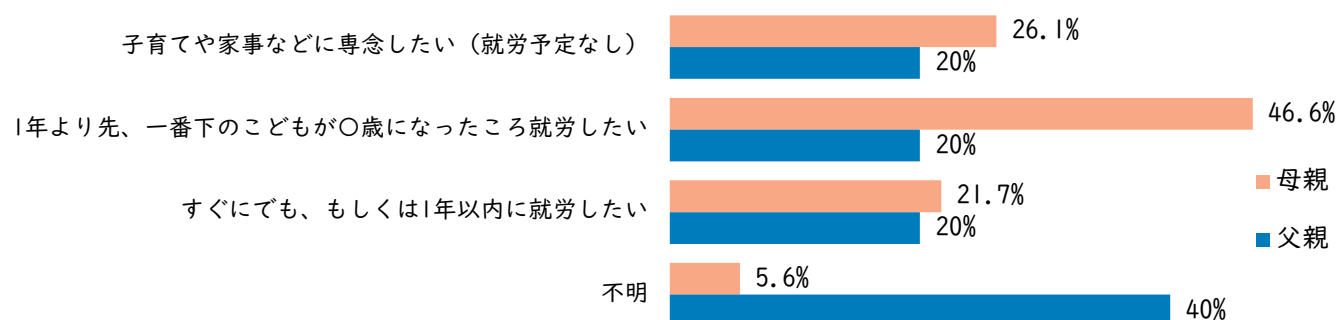
④ 働いていない母親の就労意向

Q 就労したいという希望はありますか。（1つに○）

就労の希望については、母親では、“1年より先、一番下のこどもが○歳になったころ就労したい”が最も多く46.6%だった。父親では、“不明”が最も多く40%だった。

	件数		(全体)%	
	母親	父親	母親	父親
子育てや家事などに専念したい(就労予定なし)	42	1	26.1%	20%
1年より先、一番下のこどもが○歳になったころ就労したい	75	1	46.6%	20%
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	35	1	21.7%	20%
不明	9	2	5.6%	40%
合計	161	5	100%	100%

	母親	父親
就労する際の子どもの希望年齢	5.53歳	6歳

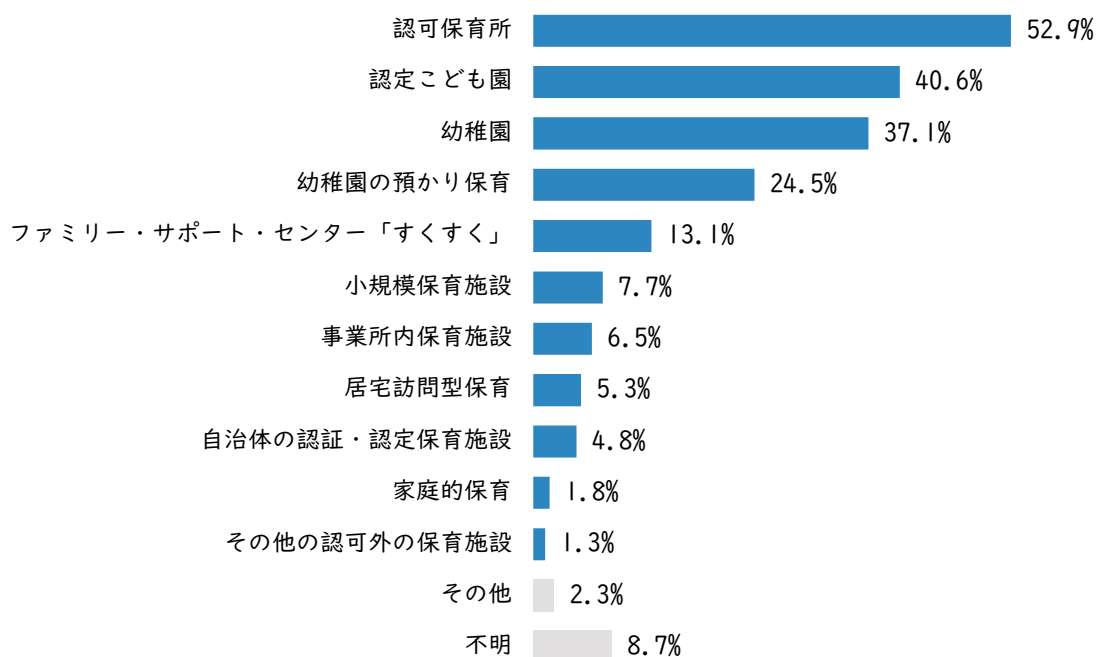


⑤ 定期的に利用を希望する教育・保育事業

Q 現在の利用状況にかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

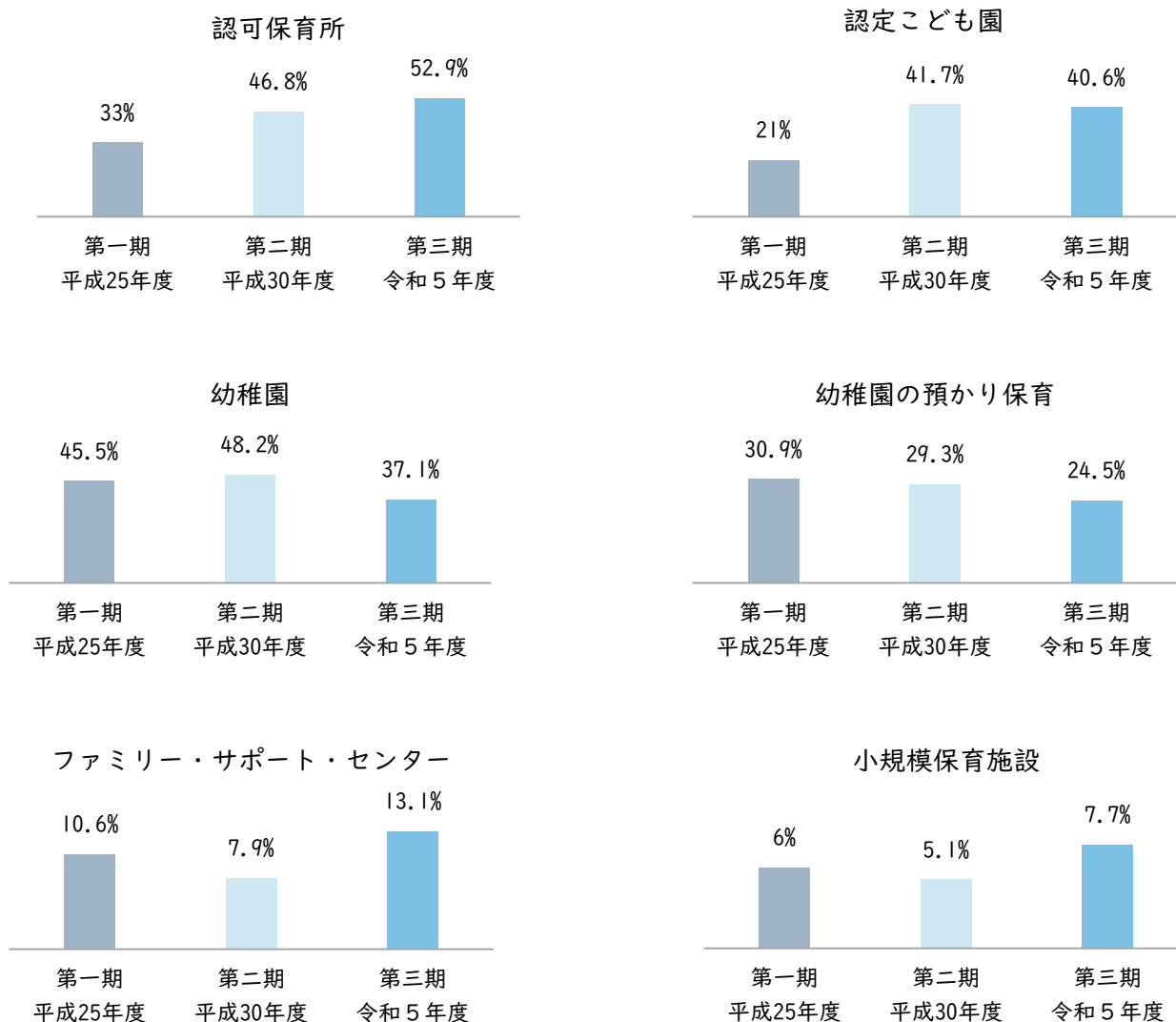
現在の利用状況にかかわらず、定期的に利用したい平日の教育・保育事業については，“認可保育園”が最も多く52.9%だった。次いで，“認定こども園”が40.6%，“幼稚園”が37.1%だった。

	件数	(全体)%
認可保育所(都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)	328	52.9%
認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)	252	40.6%
幼稚園(通常の就園時間の利用)	230	37.1%
幼稚園の預かり保育(定期的な利用のみ)	152	24.5%
ファミリー・サポート・センター「すくすく」(地域住民が子ども預かる事業)	81	13.1%
小規模保育施設(市町村の認可を受けた0歳児から2歳児限定の定員概ね6~19人のもの)	48	7.7%
事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設)	40	6.5%
居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの過程で保育する事業)	33	5.3%
自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)	30	4.8%
家庭的保育(保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)	11	1.8%
その他の認可外の保育施設	8	1.3%
その他	14	2.3%
不明	54	8.7%



【過去調査との比較】

前回と比べて、「認可保育所」の割合は6.1%増加している。「認定こども園」は1.1%、「幼稚園」は11.1%、「幼稚園の預かり保育」は4.8%減少している。

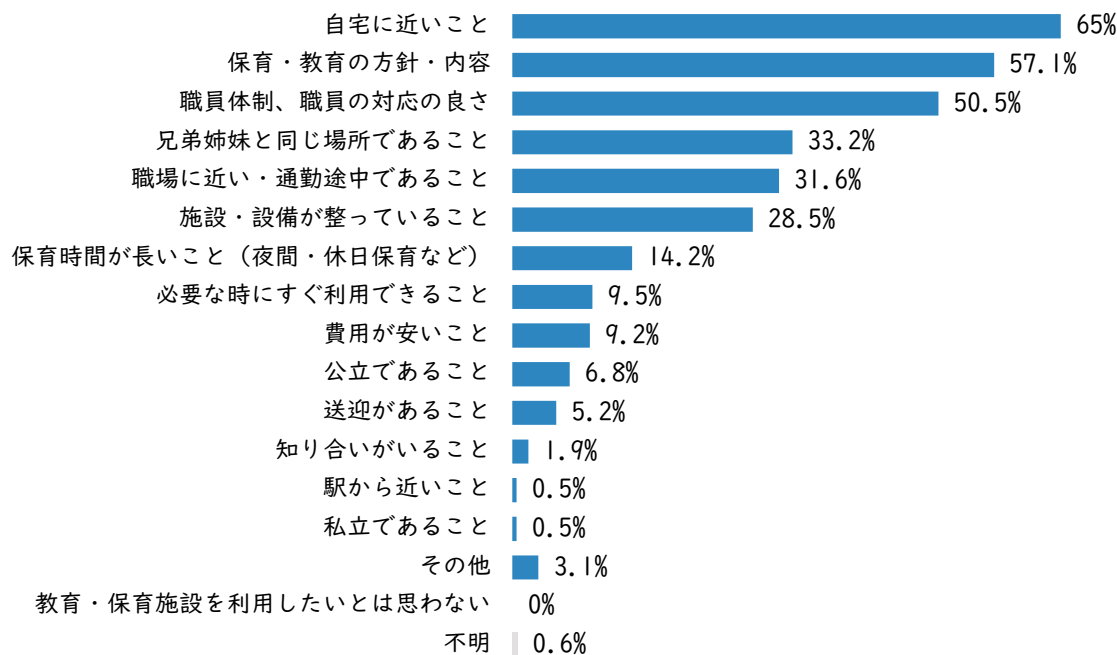


⑥ 教育・保育施設を選ぶ上で特に重視すること

Q 実際に利用している施設に関わらず、利用したい教育・保育施設（幼稚園や保育所等）を選ぶ上で特に重視することは何ですか。（あてはまるもの3つまでに○）

教育・保育施設を選ぶ上で特に重視することは，“自宅に近いこと”が最も多く65%だった。次いで“保育・教育の方針・内容”が57.1%，“職員体制、職員の対応の良さ”が50.5%だった。

	件数	(全体)%
自宅に近いこと	403	65%
保育・教育の方針・内容	354	57.1%
職員体制、職員の対応の良さ	313	50.5%
兄弟姉妹と同じ場所であること	206	33.2%
職場に近い・通勤途中であること	196	31.6%
施設・設備が整っていること	177	28.5%
保育時間が長いこと（夜間・休日保育など）	88	14.2%
必要な時にすぐ利用できること	59	9.5%
費用が安いこと	57	9.2%
公立であること	42	6.8%
送迎があること	32	5.2%
知り合いがいること	12	1.9%
駅から近いこと	3	0.5%
私立であること	3	0.5%
その他	19	3.1%
教育・保育施設を利用したいとは思わない	0	0%
不明	4	0.6%

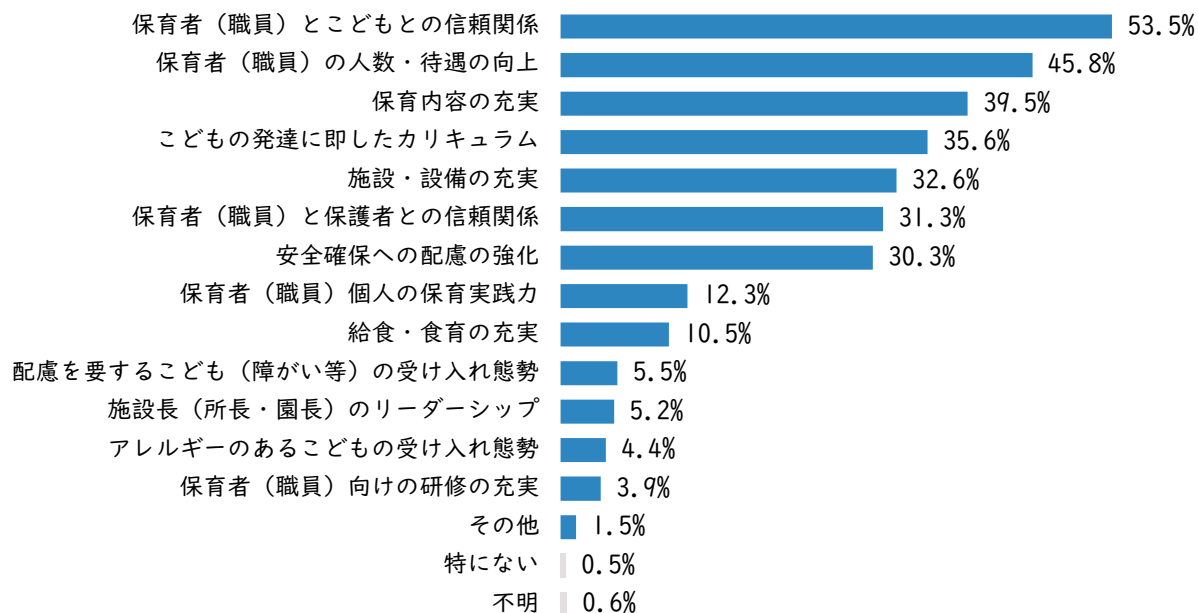


⑦ 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために特に重要だと思うこと

Q 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために、あなたが特に重要だと思うことはどれですか。（あてはまるもの3つまでに○）

幼児期の教育・保育の質の向上のために必要なことについては、“保育者とこどもとの信頼関係”が最も多く 53.5%だった。次いで“保育者の人数・待遇の向上”が 45.8%，“保育内容の充実”が 39.5%だった。

	件数	(全体)%
保育者（職員）とこどもとの信頼関係	332	53.5%
保育者（職員）の人数・待遇の向上	284	45.8%
保育内容の充実	245	39.5%
こどもの発達に即したカリキュラム	221	35.6%
施設・設備の充実	202	32.6%
保育者（職員）と保護者との信頼関係	194	31.3%
安全確保への配慮の強化	188	30.3%
保育者（職員）個人の保育実践力	76	12.3%
給食・食育の充実	65	10.5%
配慮を要するこども（障がい等）の受け入れ態勢	34	5.5%
施設長（所長・園長）のリーダーシップ	32	5.2%
アレルギーのあるこどもの受け入れ態勢	27	4.4%
保育者（職員）向けの研修の充実	24	3.9%
その他	9	1.5%
特にない	3	0.5%
不明	4	0.6%

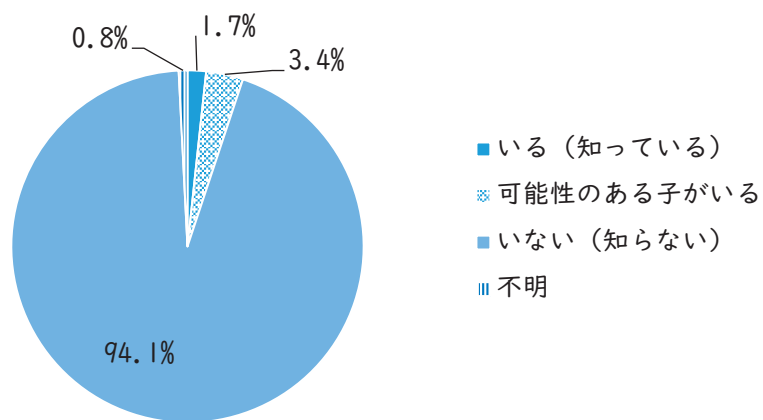


⑧ ヤングケアラーの認知度

Q あなたの周りに「ヤングケアラー」（と思われる子）はいますか。（1つに○）

自身の周辺のヤングケアラー（と思われる子）については，“いない（知らない）”が最も多く94.1%だった。続いて，“可能性”のある子がいる“が3.4%だった。

	件数	(全体)%
いる（知っている）	9	1.7%
可能性のある子がいる	18	3.4%
いない（知らない）	494	94.1%
不明	4	0.8%

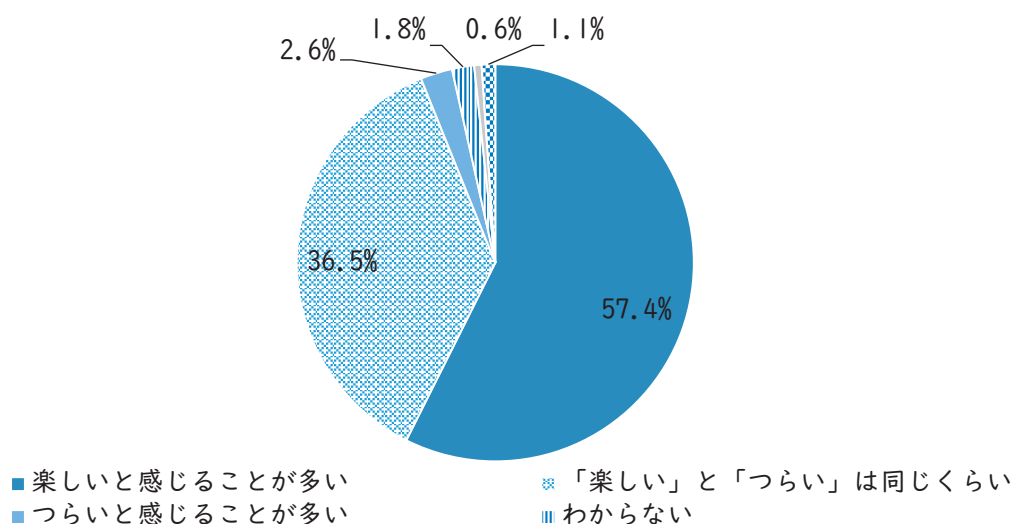


⑨ 子育ては楽しいか

Q 自分にとって、子育てをどのように感じる人が多いですか。（1つに○）

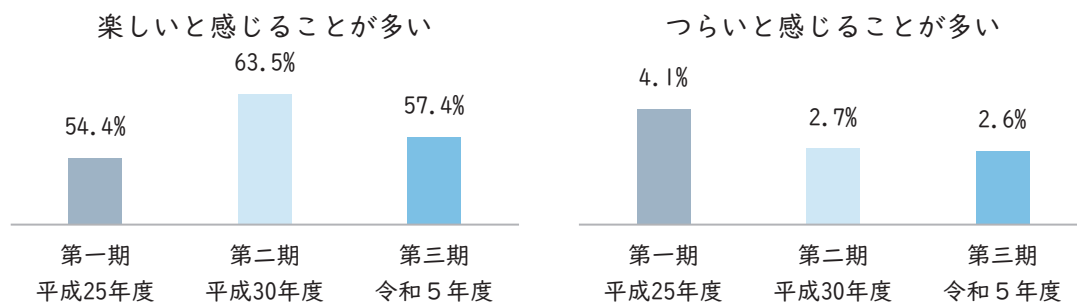
子育てをどのように感じているかについては，“楽しいと感じることが多い”が最も多く 57.4% だった。続いて，“「楽しい」と「つらい」は同じくらい”が 36.5% だった。

	件数	(全体)%
楽しいと感じることが多い	356	57.4%
「楽しい」と「つらい」は同じくらい	226	36.5%
つらいと感じることが多い	16	2.6%
わからない	11	1.8%
その他	4	0.6%
不明	7	1.1%



【過去調査との比較】

前回と比較して、「楽しいと感じることが多い」は 6.1%、「つらいと感じることが多い」は 0.1% 減少している。

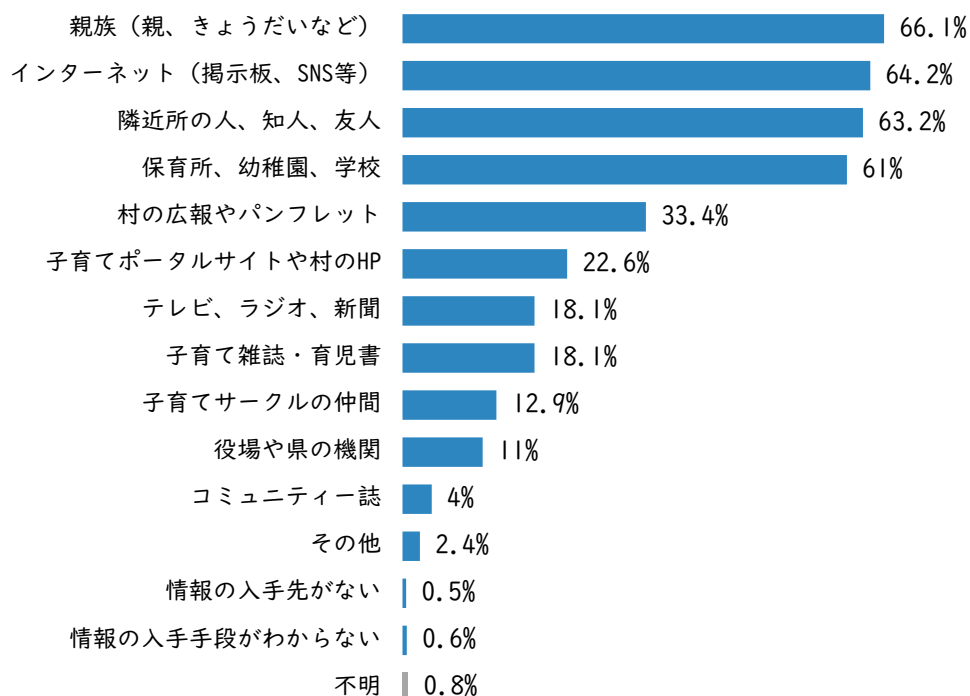


⑩ 子育てに関する情報の入手先

Q 子育てに関する情報はどこから入手していますか。（あてはまるものすべて○）

子育てに関する情報の入手経路については，“親族”が最も多く 66.1%だった。次いで，“インターネット”が 64.2%，“隣近所の人，知人，友人”が 63.2%だった。

	件数	(全体)%
親族（親、きょうだいなど）	410	66.1%
インターネット（掲示板、SNS等）	398	64.2%
隣近所の人、知人、友人	392	63.2%
保育所、幼稚園、学校	378	61%
村の広報やパンフレット	207	33.4%
子育てポータルサイトや村のHP	140	22.6%
テレビ、ラジオ、新聞	112	18.1%
子育て雑誌・育児書	112	18.1%
子育てサークルの仲間	80	12.9%
役場や県の機関	68	11%
コミュニティー誌	25	4%
その他	15	2.4%
情報の入手先がない	3	0.5%
情報の入手手段がわからない	4	0.6%
不明	5	0.8%

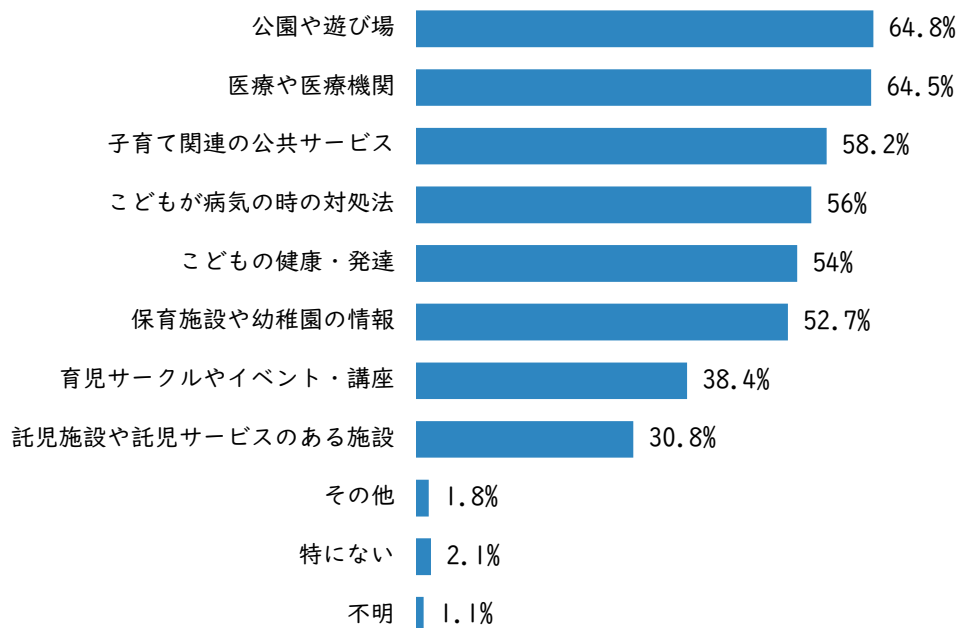


⑪ 子育てに関して必要な情報

Q 子育てに関して、どのような情報が必要ですか。（あてはまるものすべてに○）

子育てに関して必要な情報の種類については，“公園や遊び場”が最も多く64.8%だった。次いで“医療や医療機関”が64.5%，“子育て関連の公共サービス”が58.2%だった。

	件数	(全体)%
公園や遊び場	402	64.8%
医療や医療機関	400	64.5%
子育て関連の公共サービス	361	58.2%
こどもが病気の時の対処法	347	56%
こどもの健康・発達	335	54%
保育施設や幼稚園の情報	327	52.7%
育児サークルやイベント・講座	238	38.4%
託児施設や託児サービスのある施設	191	30.8%
その他	11	1.8%
特にない	13	2.1%
不明	7	1.1%

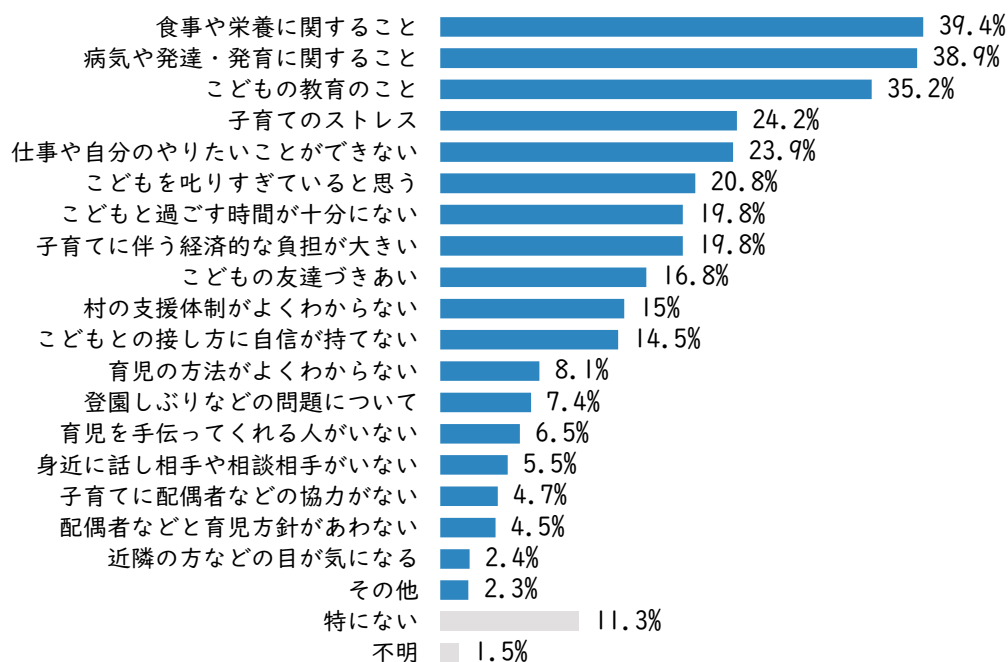


⑫ 子育てに関して日頃悩んでいることや気になること

Q 子育てに関して日頃悩んでいることや気になることはどのようなことですか。（あてはまるものすべてに○）

子育てに関する悩みごとや気になることについては，“食事や栄養に関すること”が最も多く39.4%だった。次いで“病気や発達・発育に関すること”が38.9%，“こどもの教育のこと”が35.2%だった。

	件数	(全体)%
食事や栄養に関すること	244	39.4%
病気や発達・発育に関すること	241	38.9%
こどもの教育のこと	218	35.2%
子育てのストレス	150	24.2%
仕事や自分のやりたいことができない	148	23.9%
こどもを叱りすぎていると思う	129	20.8%
こどもと過ごす時間が十分でない	123	19.8%
子育てに伴う経済的な負担が大きい	123	19.8%
こどもの友達づきあい	104	16.8%
村の支援体制がよくわからない	93	15%
こどもとの接し方に自信が持てない	90	14.5%
育児の方法がよくわからない	50	8.1%
登園しぶりなどの問題について	46	7.4%
育児を手伝ってくれる人がいない	40	6.5%
身近に話し相手や相談相手がない	34	5.5%
子育てに配偶者などの協力が無い	29	4.7%
配偶者などと育児方針があわない	28	4.5%
近隣の方などの目が気になる	15	2.4%
その他	14	2.3%
特になし	70	11.3%
不明	9	1.5%

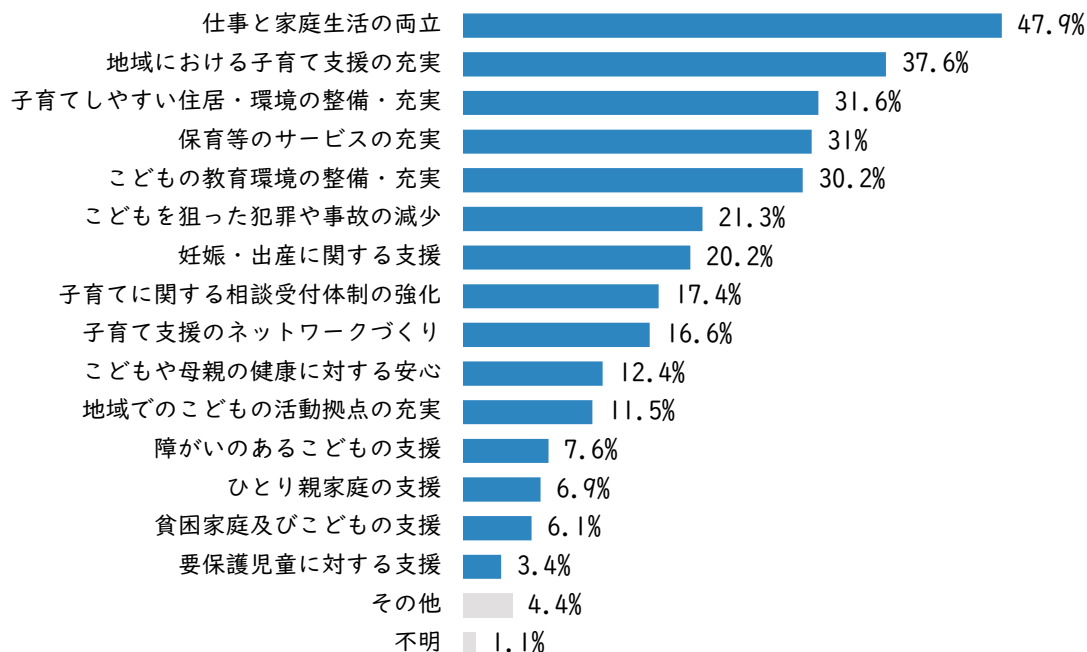


⑬ 子育てする中で有効だと思う支援・対策

Q 子育てをする中でどのような支援・対策が有効だと思いますか。(あてはまるもの3つに○)

有効だと思う子育ての支援・対策については、“仕事と家庭生活の両立”が最も多く47.9%だった。次いで“地域における子育て支援の充実”が37.6%，“子育てしやすい住居・環境の整備・充実”が31.6%だった。

	件数	(全体)%
仕事と家庭生活の両立	297	47.9%
地域における子育て支援の充実	233	37.6%
子育てしやすい住居・環境の整備・充実	196	31.6%
保育等のサービスの充実	192	31%
こどもの教育環境の整備・充実	187	30.2%
こどもを狙った犯罪や事故の減少	132	21.3%
妊娠・出産に関する支援	125	20.2%
子育てに関する相談受付体制の強化	108	17.4%
子育て支援のネットワークづくり	103	16.6%
こどもや母親の健康に対する安心	77	12.4%
地域でのこどもの活動拠点の充実	71	11.5%
障がいのあるこどもの支援	47	7.6%
ひとり親家庭の支援	43	6.9%
貧困家庭及びこどもの支援	38	6.1%
要保護児童に対する支援	21	3.4%
その他	27	4.4%
不明	7	1.1%

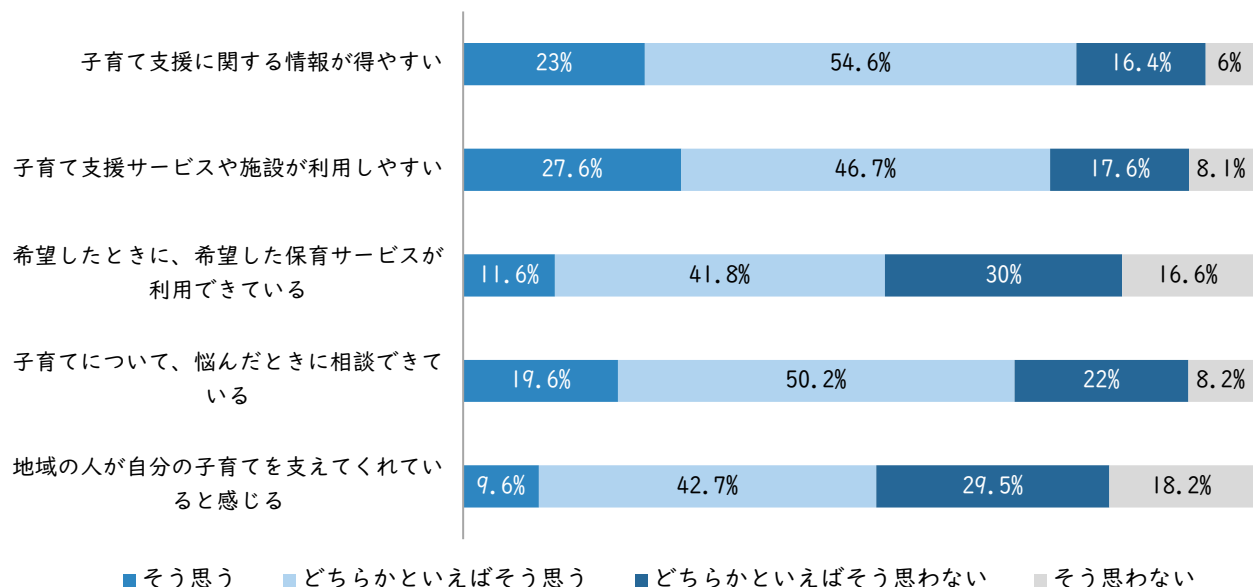


⑭ 村内の子育て環境について感じていること

Q 村内の子育て環境について感じていることをお答えください。（あてはまるものそれぞれ1つに○）

東海村の子育て環境については，“子育て支援サービスや施設が利用しやすい”が最も“そう思う”の回答が多く27.6%だった。一方，“地域の方が自分の子育てを支えてくれていると感じる”が最も“そう思わない”の回答が多く18.2%だった。

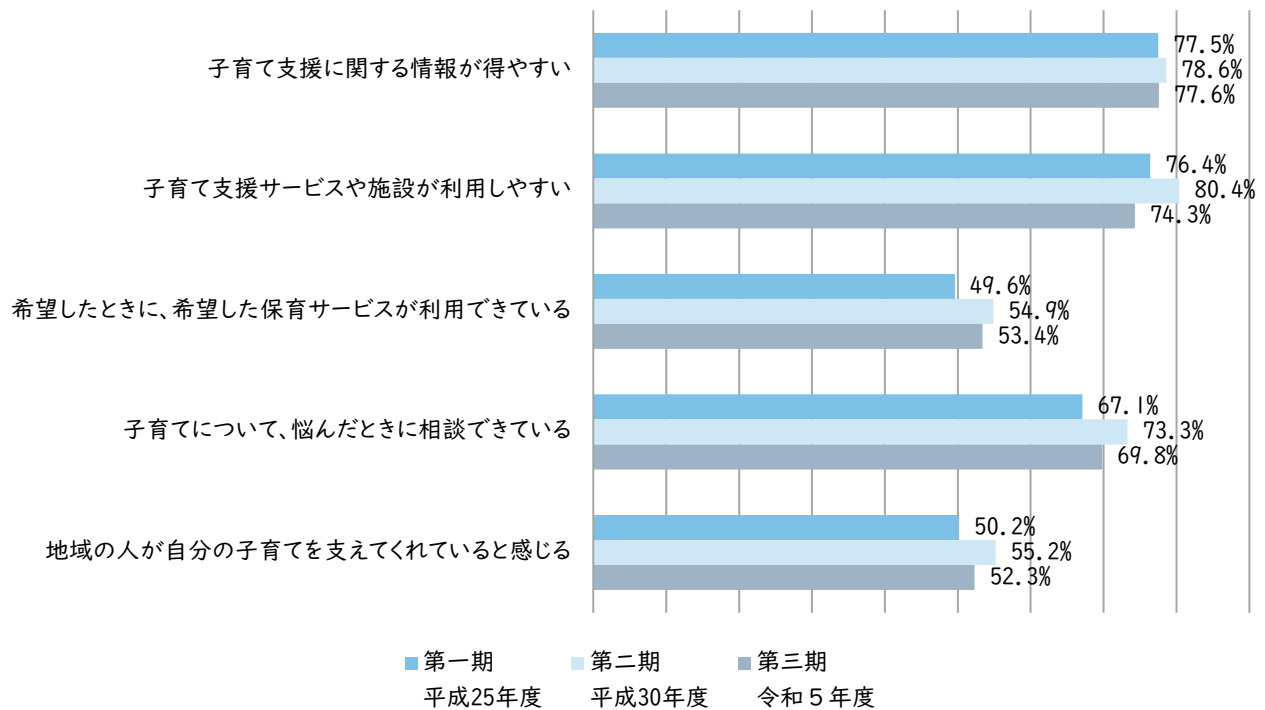
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
子育て支援に関する情報が得やすい	23%	54.6%	16.4%	6%
子育て支援サービスや施設が利用しやすい	27.6%	46.7%	17.6%	8.1%
希望したときに、希望した保育サービスが利用できる	11.6%	41.8%	30%	16.6%
子育てについて、悩んだときに相談できている	19.6%	50.2%	22%	8.2%
地域の方が自分の子育てを支えてくれていると感じる	9.6%	42.7%	29.5%	18.2%



【過去調査との比較】

前回と比較して、「子育て支援に関する情報が得やすい」は1%、「子育て支援サービス施設が利用しやすい」は6.1%、「希望したときに、希望したサービス施設が利用できている」は1.5%、「子育てについて、なやんだときに相談できている」は3.5%、「地域の人が自分の子育てを支えてくれていると感じる」は2.9%減少している。

上位回答



⑮ 東海村における子育ての環境や支援への満足度

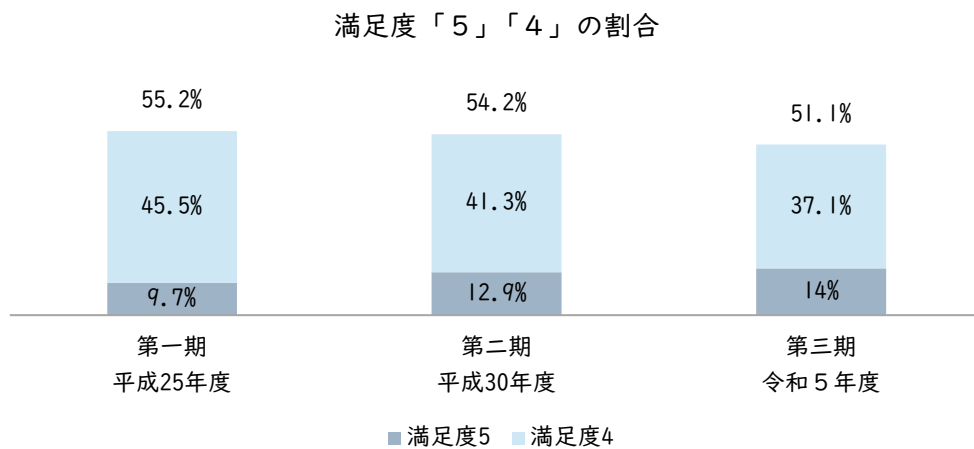
Q 東海村における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。（1つに○）

5点満点の東海村における子育ての環境や支援への満足度については、“4点”の回答者が最も多く37.1%だった。回答者全体の平均点は5点満点中3.45点だった。

満足度 (5点満点)	(全体)%
5点	14%
4点	37.1%
3点	33.1%
2点	11.7%
1点	4.1%
平均点	3.45点

【過去調査との比較】

前回と比較して、「5（満足度は高い）」及び「4（満足度はやや高い）」の合計割合については、3.1%減少したものの、「5（満足度は高い）」の割合は1.1%増加した。



⑯ 自由意見

Q 教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご記入ください。

(主な意見)

- ・パートタイムだと学童の利用が難しく、長期休みの時のみの預かりが出来る施設が少ないので、増やして欲しい。
- ・雨の日にも遊べる室内アスレチックを作って欲しい。
- ・ファミリー・サポート・センター「すくすく」のシッターさんの人員を確保して欲しい。
- ・地元のつながりが強いような感じがするので、地元以外の人でも気軽に入れるような場所があればうれしい。
- ・保育園，学童など希望する人数に対して受皿が少ない。
- ・村内に産科がほしい。
- ・東海村が管轄の常設の一時預かり施設が欲しい。
- ・村内のこどもが利用できる病院（小児科・歯科・耳鼻科）等の情報があるとありがたい。
- ・保育士の待遇を改善してほしい。保育士の配置基準などの負担を村独自にサポートして頂けるとありがたい。
- ・保育士さんをもっと増やしてほしい。
- ・雨の日でも土日でも遊べる施設を東海村にも取り入れて欲しい。
- ・病気や急用などで、急に子こどもを預ける必要ができた時にすぐに対応できる受け皿がほしい。
- ・保育料無料化をして欲しい。

第三期 東海村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月



発行：東海村
企画・編集：東海村福祉部 子育て支援課
〒319-1192
茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
TEL 029-282-1711(代表)
